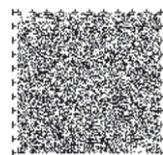


第5次所沢市障害者支援計画

第6期障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画



令和3年3月



はじめに



障害者にとっての「障害」とは「心身の機能に障害がある」という当事者自身により規定されるものではなく、むしろ「社会の側にある障壁」とあいまって作り出されているものなのであります。だからこそ、平成30年7月、『所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例』を施行し、社会にある障壁をなくすため、これまで多くの取り組みを行ってきました。しかし、道はまだ半ばにも至らず緒についたばかりであります。

本計画は基本理念「ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ」を前計画から継承し、人と人が連帯し支え合う福祉の原点の下、障害のある人が地域の中で安心して生活を送る「共生社会」の実現を念頭に置いた計画づくりに努めました。特に切実な問題である、ご両親の高齢化や障害者の重度化・高齢化による「親亡き後」について、ご家族は自分がいなくなった後の我が子の暮らしに大きな不安を抱えています。障害者の生活を地域全体で支え、「親亡き後」も障害者が自分らしく、幸せを感じながら暮らしていけるよう、生活環境の整備や地域での支援体制の充実について、今後の方向性を明確にいたしました。市は本計画に基づき、関係部署・関係機関が一体となって障害者施策を進めてまいります。

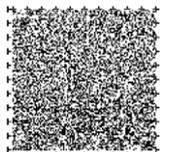
結びに、本計画の策定にあたり、所沢市障害者施策推進協議会、所沢市自立支援協議会の各委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様、各種団体、事業所の方々に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

所沢市長 藤本 正人

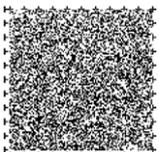


市長挨拶文については、所沢市ホームページ上で、手話通訳士が通訳した動画を公開しています。左記 QR コードからアクセスできます。

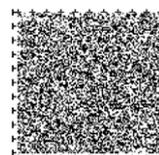


目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の概要	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 近年の障害者施策の動向	3
3 計画の性格と位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象	5
6 計画の振り返り	6
第2節 障害者の現況	8
1 障害者数の状況	8
2 就労等の状況	17
3 アンケートの概要	20
第3節 計画の基本理念	22
1 基本理念	22
2 基本的な考え方	22
第4節 計画の推進体制	23
1 関係機関等との連携	23
2 障害者等の参画	23
3 計画の達成状況の点検及び評価	24
第2章 施策展開	25
第1節 施策体系	26
1 差別解消と権利擁護の推進	28
2 社会参加の促進と協働の推進	32
3 福祉サービス等の充実	36
4 支援体制の充実	40
5 保健医療の充実	44
6 育ちと学びの充実	48



7	雇用・就労の促進	52
8	情報アクセシビリティの向上	56
9	安全・安心なまちづくり	60
	目標・指標一覧	64
	障害者作品展の受賞作品の紹介①	65
第2節	ライフステージを通じた支援	66
1	ライフステージの設定	66
2	求められている支援の考え方	67
3	乳幼児期の支援	68
4	学齢期の支援	70
5	青年期の支援	72
6	壮年期の支援	74
7	高齢期の支援	76
	障害者作品展の受賞作品の紹介②	78
第3章	障害福祉サービス等の目標値・見込量	79
	障害福祉サービス等の全体像	80
1	計画の目標値	81
2	福祉サービス等の見込量	85
3	見込量確保のための方策	97
資料編		99
1	計画の策定経過	100
2	所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例	104
3	障害児に関する数値一覧	112



「誰一人取り残さない社会」の実現

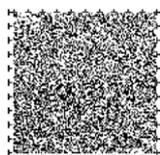
「第6次所沢市総合計画（令和元年度～令和10年度）」は、SDGs*の観点から踏まえて策定しており、17のゴールは、本市の事業全てに関わるとの考え方が示されています。障害福祉分野に関連するゴールとしては、「Goal 3 すべての人に健康と福祉を」「Goal 10 人や国の不平等をなくそう」等があります。

第5次所沢市障害者支援計画における基本理念についても、SDGsの17のゴール・169のターゲットに関連するものとして、経済・社会・環境を調和させながら、「誰一人取り残さない社会」を目指すものです。

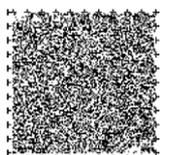
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



* SDGs…持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国においても積極的に取組が進められています。



第 1 章 計画の基本的事項



第1節 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

背景

我が国においては、昭和56年の「国際障害者年^{*1}」を契機として、国際的な動向や我が国独自の事情を踏まえて、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を計画的に推進してきました。

近年では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定し、障害者の権利擁護を推進しています。

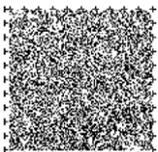
障害福祉に関する制度としては、平成15年度に導入された「支援費制度」によって、障害福祉サービスの提供が利用者と事業者間の契約に基づいて行われることになり、利用者の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりましたが、同時に新たな課題も生じました。そのため、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行され、障害種別（身体、知的、精神等）によらず一体的な制度の下での対応に変更されました。

趣旨

本市においては、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体化した「所沢市障害者支援計画」を障害者施策の基本指針として、平成20年度の第1次所沢市障害者支援計画の策定から、市の取組や諸計画の理念を踏まえ、施策を推進してきました。

本計画は、第4次所沢市障害者支援計画（平成30年度～令和2年度）の基本理念を継承しつつも、所沢市を取り巻く状況を踏まえ、「共生社会^{*2}」の実現を目指し、本市における障害者施策を総合的に推進するために策定するものです。

2



*1 **国際障害者年**……国連が障害者権利宣言の趣旨（尊厳、平等、社会参加）に基づき、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と宣言したもの。「完全参加と平等」の促進を目的としている。

*2 **共生社会**……全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。障害者基本法では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨を定めている。

2. 近年の障害者施策の動向

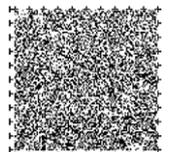
昨今の障害者施策に関する国の動向として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{*1}の構築」や「地域共生社会^{*2}の実現」等の分野横断的な取組も求められています。

● 近年の主要な障害者施策の動向

年	主要な障害者施策の動向
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法の施行（4/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（5/13 施行） ○ニッポン一億総活躍プランの策定（6/2 閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ・地域共生社会の実現 ○児童福祉法の改正（6/3 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に対する各種支援の連携 ○発達障害者支援法の改正（8/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 ・支援に資する情報共有の促進
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・支援事業」創設
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の改正（4/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助、就労定着支援の創設 ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○児童福祉法の改正（4/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型児童発達支援の創設 ・保育所等訪問支援の支援対象の拡大 ・障害児福祉計画の策定 ○障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（4/1 施行）（障害者雇用促進法） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用の算定基礎に精神障害者を追加 ・法定雇用率の引き上げ ・障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務の規定 ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（6/13 施行）
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ○農福連携等推進ビジョンの策定 <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携の推進に関する課題 ・「農」「福」各分野への展開
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用促進法の改正（4/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・公務部門における障害者活躍推進計画策定の義務化

*1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム……精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

*2 地域共生社会……制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。



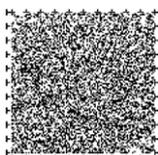
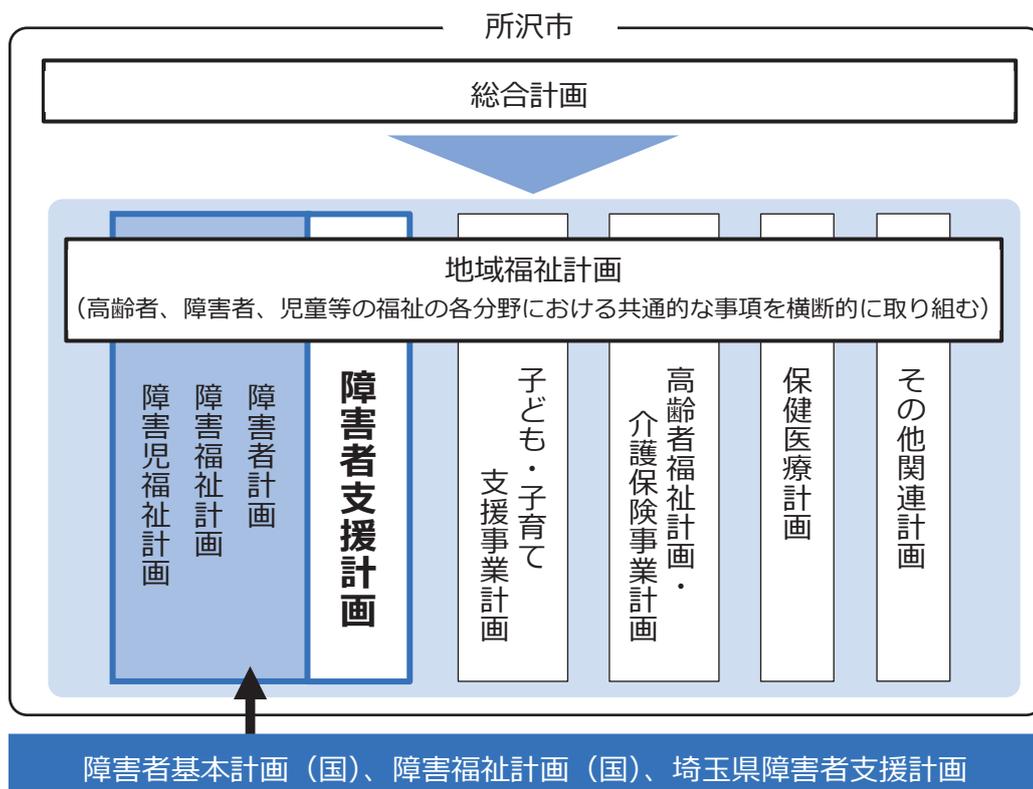
3. 計画の性格と位置づけ

所沢市障害者支援計画は、「所沢市障害者計画」と「所沢市障害福祉計画」、「所沢市障害児福祉計画」を一体化したものです。

所沢市障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者の保健・医療・福祉・教育・就労・まちづくり等に関する計画として位置付けられています。

所沢市障害福祉計画と所沢市障害児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定められている「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 に定められている「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する実施計画として位置付けられています。

所沢市障害者支援計画は、「所沢市総合計画」を上位計画に位置付け、国や埼玉県の計画、「所沢市地域福祉計画」等と整合性を保ちながら、所沢市の障害者施策の基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。



4. 計画の期間

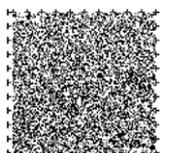
この計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とし、計画最終年度に次期に向けた見直しを行います。



5. 計画の対象

この計画は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。以下同じ。）、難病等があり、日常生活や社会生活において支援を必要とするすべての人を対象とします。

身体障害	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、心臓機能障害等、身体上の障害がある状態。
知的障害 (精神発達遅滞)	発達期に発症し、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥を含む障害のこと。
精神障害	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患を有するもの。
発達障害	脳の機能的な問題が関係して生じる疾患であり、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障害が発達期にみられる状態。
高次脳機能障害	脳損傷に起因する認知障害全般を指し、この中にはいわゆる単症状としての失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的障害などが含まれる。
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。



6. 計画の振り返り

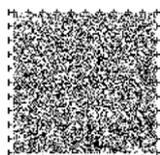
(1) 第4次所沢市障害者支援計画の実施期間における所沢市の主な取組

平成30年7月、障害者の自立と社会参加を妨げる社会的障壁*1の除去の推進を目的とする「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行しました。これに伴い、民間事業者等に対し、同条例の趣旨や障害者への適切な対応について周知啓発を行う「出前講座」を実施するとともに、事業所や店舗等において、障害者のために行う、段差の解消や意思疎通支援用具の導入に係る費用に対して補助を行う「社会的障壁の除去推進事業」を開始するなど、ハードとソフトの両面に対する働きかけを行いました。

また、第4次所沢市障害者支援計画に整備目標が掲げられている地域生活支援拠点*2の整備について、以下の5つの機能の充実を図りました。

- 所沢市基幹相談支援センターに緊急連絡先を開設するとともに、同センターに地域生活支援コーディネーターを配置しました。(相談)
- 市内障害者支援施設との間で緊急時の受入・対応に関する委託契約を締結しました。(緊急時の受け入れ・対応)
- 障害福祉サービス等に係る事業所等の関係者間において、体験の機会・場の整備に関する協議を進めています。(体験の機会・場)
- 所沢市自立支援協議会において、事業所向け研修会を実施するとともに、関係者間での協議を進めています。(専門的人材の確保・養成)
- 所沢市自立支援協議会において、事業所間の連携強化に関する協議を実施しました。(地域の体制づくり)

そのほか、保健、医療、福祉その他の関係機関が、医療的ケア児の支援に関する情報共有や意見交換を行う「医療的ケア児支援の情報交換会」の設置や医療的ケア児コーディネーターの配置により、地域における医療的ケア児の支援体制を構築するとともに、精神障害者が地域生活を送る上で必要な場合に、本人または家族等が市内の精神障害者支援施設等に一時的に宿泊することができる「精神障害者等一時宿泊事業」を開始するなど、地域における支援体制の整備に取り組みました。



*1 **社会的障壁**……障害者を意識していない習慣や文化、施設・設備などの不備、利用しにくい制度等、障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるもの。

*2 **地域生活支援拠点**……障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つを柱としている。

(2) 第4次所沢市障害者支援計画の達成状況

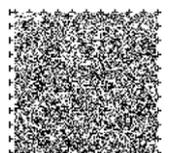
令和元年度までの第4次所沢市障害者支援計画の指標の達成度は次のようになりました。

各施策の目標値及び実績値

No.	施策体系	指標	項目	数値			
				H28(現状値)	目標値	H30	R1
1	差別解消と権利擁護の推進	所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例等の出前講座開催回数	数値	-	5回	15回	16回
			達成	-	-	○(+10)	○(+11)
		成年後見制度に係る相談件数	数値	348件	390件	541件	644件
			達成	-	-	○(+151)	○(+254)
2	社会参加の促進と協働の推進	所沢サン・アビリティーズを利用した障害者数	数値	14,422人	15,008人	11,037人	8,072人
		達成	-	-	X(Δ3,971)	X(Δ6,936)	
		障害者週間記念事業来場者数	数値	402人/日	550人/日	377人/日	332人/日
			達成	-	-	X(Δ173)	X(Δ218)
3	自立した生活の支援	福祉の総合相談窓口における相談件数	数値	695件	5,160件	8,403件	9,462件
		達成	-	-	○(+3,243)	○(+4,302)	
		所沢市子ども支援センター（発達支援）の利用者満足度	数値	83%	100%	96%	90%
			達成	-	-	X(Δ4)	X(Δ10)
		グループホームの市内整備見込量	数値	102人分	237人分	182人分	219人分
			達成	-	-	X(Δ55)	X(Δ18)
4	保健医療の充実	乳幼児健康診査受診率	数値	95%	99%	96%	94%
		達成	-	-	X(Δ3)	X(Δ5)	
		リハビリ相談（予約制）の相談者数	数値	41人	45人	31人	30人
			達成	-	-	X(Δ14)	X(Δ15)
		所沢市歯科診療所あおぞらの利用者満足度	数値	-	100%	100%	100%
			達成	-	-	○(±0)	○(±0)
5	育ちと学びの充実	保育園等の障害児保育への補助	数値	163件	175件	176件	180件
		達成	-	-	○(+1)	○(+5)	
		個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する学校の割合	数値	92%	100%	100%	100%
			達成	-	-	○(±0)	○(±0)
6	雇用・就労の促進	ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	数値	449人	565人	567人	631人
			達成	-	-	○(+2)	○(+66)
7	情報アクセシビリティの向上	視覚障害者用広報利用者数	数値	70人	78人	58人	57人
		達成	-	-	X(Δ20)	X(Δ21)	
		所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数	数値	2,264件	2,365件	1,686件	2,046件
			達成	-	-	X(Δ679)	X(Δ319)
8	安心・安全なまちづくり	駅ボランティア登録者数（延べ人数）	数値	2,087人	2,500人	2,349人	2,460人
		達成	-	-	X(Δ151)	X(Δ40)	
		災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数	数値	15件	18件	18件	18件
			達成	-	-	○(±0)	○(±0)

「差別解消と権利擁護の推進」「育ちと学びの充実」「雇用・就労の促進」に関する取組については、目標値を達成しています。他方、「自立した生活の支援」「保健医療の充実」「安心・安全なまちづくり」に関しては一部、「社会参加の促進と協働の推進」「情報アクセシビリティの向上」に未達成の指標があります。

第5次所沢市障害者支援計画においては、目標値を達成している分野についてはより一層の施策の推進を図り、未達成の分野については、その課題や原因等を整理し、施策の改善を図ります。



第2節 障害者の現況

1. 障害者数の状況

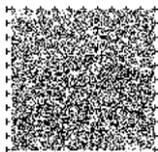
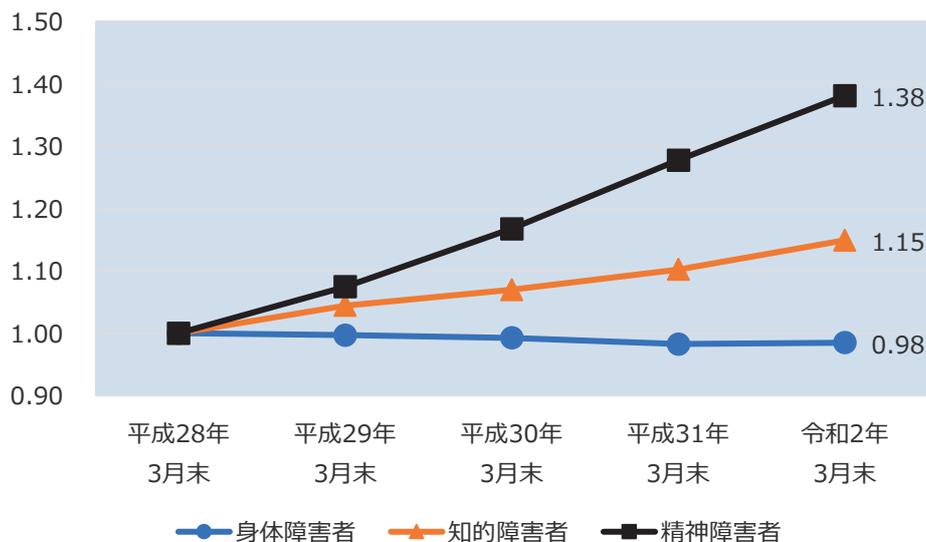
(1) 障害者数（障害者手帳所持者数）の推移

所沢市における障害者手帳の所持者数は、令和2年3月末現在で14,197人であり、所沢市の総人口の4.1%を占めています。障害種別では、身体障害者が8,548人、知的障害者が2,231人、精神障害者が3,418人となっています。平成28年3月末から令和2年3月末までの推移では、身体障害者数はほぼ横ばいですが、知的障害者数は約15%、精神障害者数は約40%増加しています。

単位：人、()内は市の総人口に占める割合。

	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
市の総人口	343,321	343,986	343,993	343,912	344,193	1.00
身体障害者	8,680 (2.5%)	8,653 (2.5%)	8,615 (2.5%)	8,528 (2.5%)	8,548 (2.5%)	0.98
知的障害者	1,942 (0.6%)	2,028 (0.6%)	2,077 (0.6%)	2,140 (0.6%)	2,231 (0.6%)	1.15
精神障害者	2,475 (0.7%)	2,659 (0.8%)	2,889 (0.8%)	3,162 (0.9%)	3,418 (1.0%)	1.38
障害者合計	13,097 (3.8%)	13,340 (3.9%)	13,581 (3.9%)	13,830 (4.0%)	14,197 (4.1%)	1.08

障害者手帳所持者数の推移
(平成28年3月末を1とした値)



(2) 身体障害者の状況

①障害部位別の状況

令和2年3月末現在、身体障害者数8,548人のうち、視覚障害は687人、聴覚・平衡障害は635人、音声・言語・そしゃく機能障害は125人、肢体不自由は4,213人、内部障害は2,888人となっています。

単位：人

障害部位・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚		230	222	38	51	110	36	687
聴覚・平衡		32	196	88	128	6	185	635
内訳	聴覚	32	196	85	128	0	185	626
	平衡	0	0	3	0	6	0	9
音声・言語・そしゃく機能		16	12	59	38	0	0	125
肢体不自由		847	798	841	1,151	368	208	4,213
内訳	上肢	541	487	244	146	88	86	1,592
	下肢	158	152	512	999	219	121	2,161
	体幹	128	151	82	1	60	0	422
	脳原性 移動	4	0	1	1	1	0	7
	脳原性 上肢	16	8	2	4	0	1	31
内部障害		1,972	35	250	631	0	0	2,888
内訳	呼吸器	26	1	58	25	0	0	110
	ぼうこう・直腸	10	4	28	419	0	0	461
	小腸	0	0	1	6	0	0	7
	腎臓	754	1	4	1	0	0	760
	心臓	1,147	5	135	172	0	0	1,459
	免疫	15	23	23	5	0	0	66
	肝臓	20	1	1	3	0	0	25
計		3,097	1,263	1,276	1,999	484	429	8,548

※令和2年3月末現在

※身体障害者手帳所持者のうち、重複障害（上肢2級・下肢2級等）である場合は、主障害に人数を計上しています。



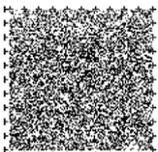
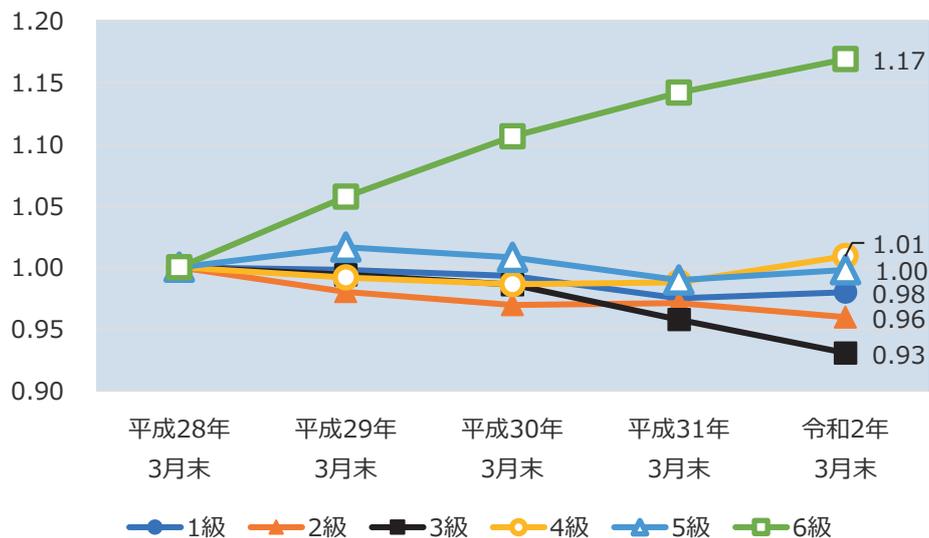
②等級別の状況

身体障害者数について等級別で見ると、令和2年3月末現在で1級が最も多く3,097人、次いで4級が1,999人となっています。ここ5年の推移では、1級・2級・3級は減少し、6級が大きく増加し、4級・5級は横ばいの傾向にあります。

単位：人

等級別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
1級	3,160	3,154	3,138	3,081	3,097	0.98
2級	1,316	1,290	1,276	1,278	1,263	0.96
3級	1,371	1,363	1,352	1,313	1,276	0.93
4級	1,981	1,965	1,954	1,957	1,999	1.01
5級	485	493	489	480	484	1.00
6級	367	388	406	419	429	1.17
身体障害者計	8,680	8,653	8,615	8,528	8,548	0.98

身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



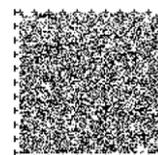
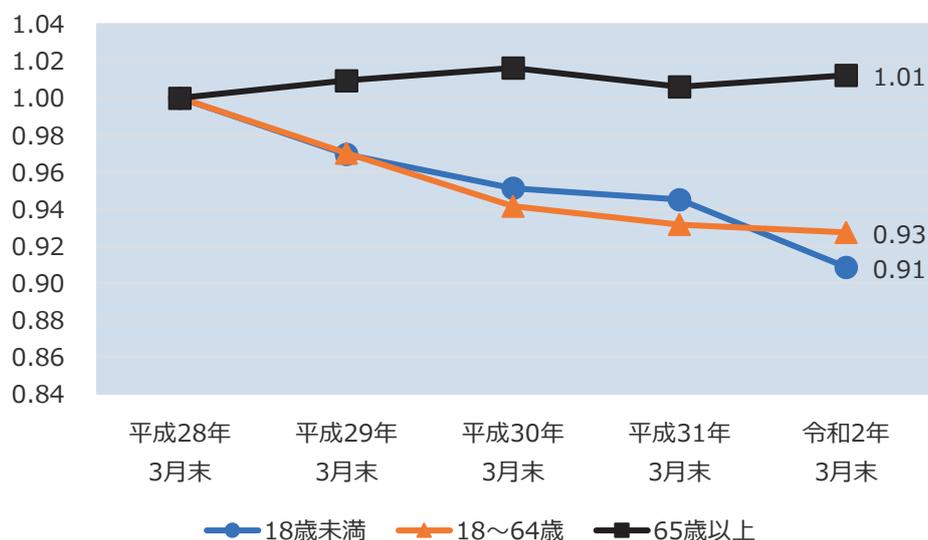
③年齢別の状況

身体障害者数について年齢別で見ると、令和2年3月末現在では65歳以上が最も多く5,973人、18～64歳が2,426人、18歳未満が149人となっています。ここ5年の推移では、18歳未満と18～64歳は減少し、65歳以上が増加傾向にあります。

単位：人

年齢別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
18歳未満	164	159	156	155	149	0.91
18～64歳	2,616	2,538	2,463	2,437	2,426	0.93
65歳以上	5,900	5,956	5,996	5,936	5,973	1.01
身体障害者計	8,680	8,653	8,615	8,528	8,548	0.98

身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



(3) 知的障害者の状況

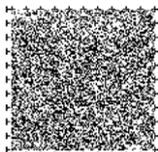
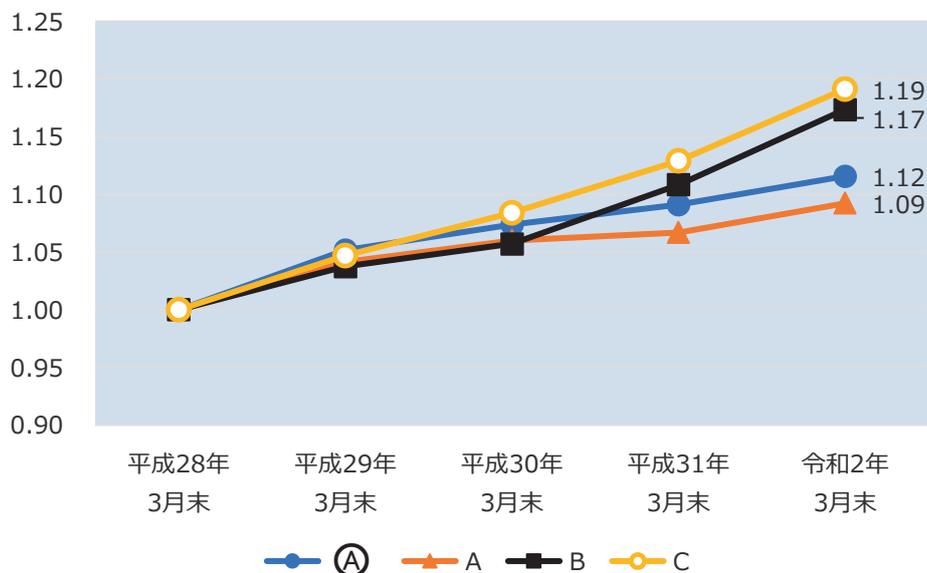
①等級別の状況

知的障害者数について等級別で見ると、令和2年3月末現在ではCが最も多く710人、次いでBが595人、Aが473人、㉠が453人と、障害の程度の軽い人ほど多くなっています。ここ5年の推移では、どの等級も増加していますが、特にBやCの伸びが顕著です。

単位：人

等級別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
㉠	406	427	436	443	453	1.12
A	433	451	459	462	473	1.09
B	507	526	536	562	595	1.17
C	596	624	646	673	710	1.19
知的障害者計	1,942	2,028	2,077	2,140	2,231	1.15

療育手帳所持者数（等級別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



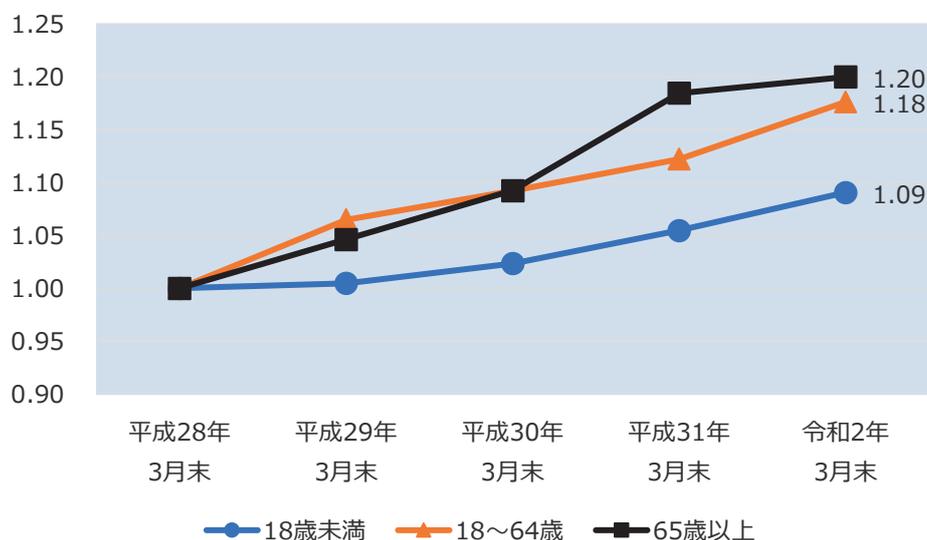
②年齢別の状況

知的障害者数について年齢別で見ると、令和2年3月末現在では18～64歳が最も多く1,454人、次いで18歳未満が699人、65歳以上が78人となっています。ここ5年の推移では、65歳以上と18～64歳の増加が著しく、18歳未満も増加傾向にあります。

単位：人

年齢別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
18歳未満	641	644	656	676	699	1.09
18～64歳	1,236	1,316	1,350	1,387	1,454	1.18
65歳以上	65	68	71	77	78	1.20
知的障害者計	1,942	2,028	2,077	2,140	2,231	1.15

療育手帳所持者数（年齢別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



(4) 精神障害者の状況

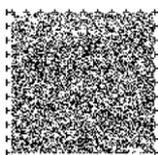
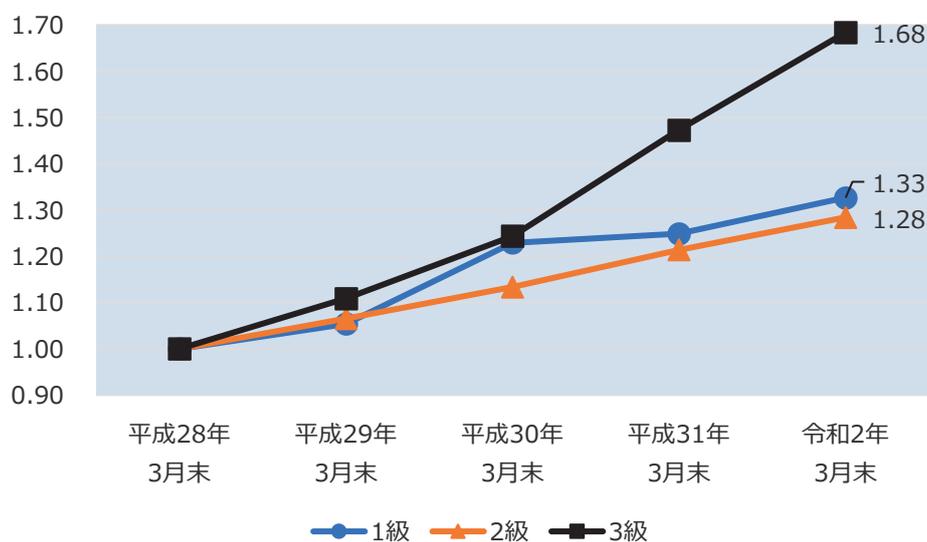
① 等級別の状況

精神障害者数について等級別で見ると、令和2年3月末現在では2級が最も多く2,171人、次いで3級が975人、1級が272人となっています。ここ5年の推移では、どの等級も大きく増加していますが、特に3級の伸びが顕著です。

単位：人

等級別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
1級	205	216	252	256	272	1.33
2級	1,691	1,801	1,917	2,053	2,171	1.28
3級	579	642	720	853	975	1.68
精神障害者計	2,475	2,659	2,889	3,162	3,418	1.38

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移
(平成28年3月末を1とした値)



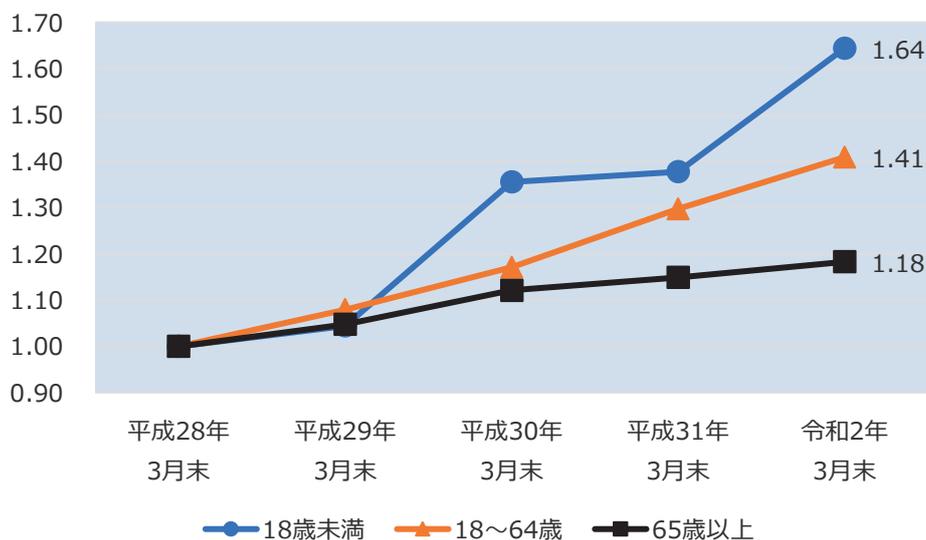
②年齢別の状況

精神障害者数について年齢別で見ると、令和2年3月末現在では18～64歳が最も多く2,924人、次いで65歳以上が420人、18歳未満が74人となっています。ここ5年の推移では、18歳未満と18～64歳の増加が著しく、65歳以上も大きく増加しています。

単位：人

年齢別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
18歳未満	45	47	61	62	74	1.64
18～64歳	2,075	2,240	2,430	2,692	2,924	1.41
65歳以上	355	372	398	408	420	1.18
精神障害者計	2,475	2,659	2,889	3,162	3,418	1.38

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



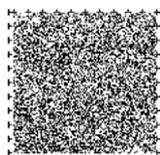
(5) 難病患者の状況

所沢市内の指定難病*1、特定疾患*2、指定疾患*3、小児慢性特定疾病*4の医療受給者証所持者数は、令和2年3月末現在で2,916人となっており、平成28年3月末の2,837人から79人の増加となっていますが、年度によって、医療給付受給者の件数はばらつきがあり、傾向としてはほぼ横ばいにあるものと考えられます。

単位：人

医療給付別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
指定難病	2,511	2,616	2,462	2,487	2,571	1.02
特定疾患	4	5	4	11	12	3.00
指定疾患	8	8	10	9	9	1.13
小児慢性特定疾病	314	310	321	329	324	1.03
難病患者計	2,837	2,939	2,797	2,836	2,916	1.03

難病患者計



- *1 指定難病……診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発などに困難をきたすおそれのある疾病。
- *2 特定疾患……スモン病等、国が指定した4疾患。(本統計値では埼玉県が単独で指定する4疾患を含む。)
- *3 指定疾患……先天性血液凝固因子欠乏症等、国が指定した11疾患。
- *4 小児慢性特定疾病……治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなる疾患で研究事業の対象とされているもの。

2. 就労等の状況

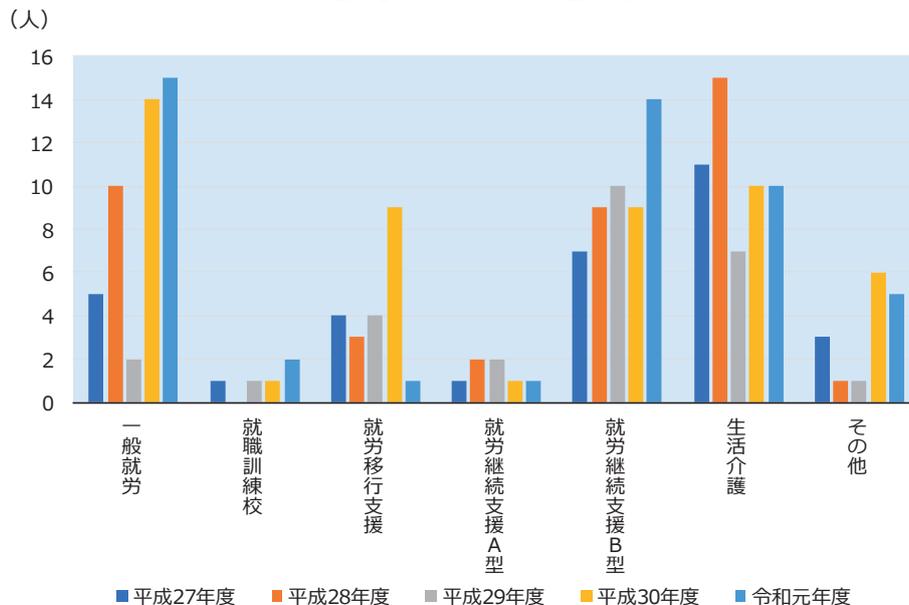
(1) 特別支援学校（高等部）卒業後の進路状況

所沢おおぞら特別支援学校、入間わかかさ高等特別支援学校、和光特別支援学校、日高特別支援学校の令和元年度卒業生のうち所沢市民は48人となっており、卒業後には一般企業への就職のほか、就労継続支援B型、生活介護等の通所施設を利用する割合が高くなっています。

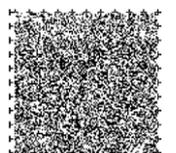
単位：人、%

進路	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度中における割合
一般(企業)就労	5	10	2	14	15	31%
就職訓練校	1	0	1	1	2	4%
就労移行支援	4	3	4	9	1	2%
就労継続支援A型	1	2	2	1	1	2%
就労継続支援B型	7	9	10	9	14	29%
生活介護	11	15	7	10	10	21%
その他	3	1	1	6	5	11%
合計	32	40	27	50	48	100%

特別支援学校卒業後の進路状況



※各項目の数値(棒グラフ)は左から順に、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度です。



(2) ところざわ就労支援センターの状況

ところざわ就労支援センターでは、就労を希望する障害者を対象に、一般就労に向けた支援（就労に関する相談、職場定着のための支援等）を行っています。令和元年度時点で就職者の合計は 631 人、年度末の登録者数に対する就職率は 62%となっています。

(総合)

単位：人、%、件

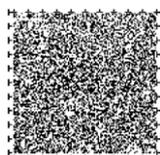
区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録・就労	年度末時点登録者 (A)	719	774	878	951	1,020
	年度中就職者 (B)	85	83	129	121	167
	就職者合計 (C)	424	449	512	567	631
	就職率 (C) / (A)	59%	58%	58%	60%	62%
支援・実績	就職に向けた相談・支援	4,010	4,095	4,074	3,375	3,384
	職場定着に向けた相談・支援	2,612	2,808	2,714	2,800	5,016
	その他、日常生活・社会生活等に関する相談・支援	500	507	544	612	639

(登録・就労の内訳)

単位：人、%

区 分	障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末時点登録者 (A)	身体	73	77	87	95	104
	知的	367	391	412	436	448
	精神	219	226	296	328	349
	その他	60	80	83	92	119
年度中就職者 (B)	身体	14	3	11	15	13
	知的	38	20	47	38	50
	精神	26	35	57	53	74
	その他	7	25	14	15	30
就職者合計 (C)	身体	39	37	38	48	55
	知的	243	245	269	281	300
	精神	106	114	151	177	194
	その他	36	53	54	61	82
就職率 (C) / (A)	身体	53.4%	48.1%	43.7%	50.5%	52.9%
	知的	66.2%	62.7%	65.3%	64.4%	67.0%
	精神	48.4%	50.4%	51.0%	54.0%	55.6%
	その他	60.0%	66.3%	65.1%	66.3%	68.9%

※「その他」は、障害者手帳を所持していない難病、発達障害、精神障害等の障害者です。



(3) ハローワーク所沢（所沢公共職業安定所）の状況

ハローワーク所沢では、本市のほか、狭山市、入間市、三芳町を管轄として求人・求職申込者に対し、相談や紹介等の業務を行っています。令和元年度における障害者の就職件数は、管轄地域全体で451件となっています。

(総合)

単位：人、件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規求職申込件数	912	968	1,020	1,126	1,059
有効求職者数	794	1,132	1,069	1,179	1,025
紹介件数	2,301	1,997	2,660	2,588	2,074
就職件数	345	350	364	446	451

(新規求職申込件数内訳)

単位：件

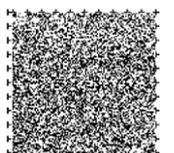
障害種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体	340	318	315	281	275
知的	144	133	131	183	164
精神	347	414	474	518	476
その他	81	103	100	144	144

(有効求職者数内訳)

単位：人

障害種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体	300	414	379	317	311
知的	128	182	162	231	112
精神	271	413	381	440	404
その他	95	123	147	191	198

※「その他」は、障害者手帳を所持していない難病、発達障害、精神障害等の障害者です。



3. アンケートの概要

(1) 調査の目的

第5次所沢市障害者支援計画の策定の基礎資料として、障害への理解や、障害者の日常生活の状況及び障害福祉サービス等の利用状況等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の内容と回収結果

①調査対象

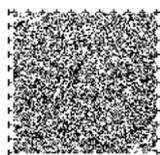
調査区分	対象
18歳以上の障害者	障害者手帳、指定難病医療受給者証等の所持者、自立支援医療受給者のうち、年齢・障害種別ごとに抽出した障害者、障害児、医療的ケアを受けている障害児
18歳未満の障害児	
在宅医療的ケア児	
市民	無作為抽出した18歳以上の所沢市民
事業所	障害福祉サービス等を提供している事業所

②調査方法・調査期間

調査方法	郵送配布・郵送回収
実施期間	令和2年7月15日～令和2年7月31日

③回収結果

調査区分	調査対象者数(A)	有効回答者数(B)	有効回答率(B/A)
18歳以上の障害者	1,690票	1,014票	60.0%
18歳未満の障害児	687票	417票	60.7%
在宅医療的ケア児	23票	19票	82.6%
市民	400票	226票	56.5%
事業所	200票	128票	64.0%
合計	3,000票	1,804票	60.1%



(3) 主なアンケート項目

① 障害者・障害児を対象としたアンケート

- 差別解消・権利擁護について
- 社会参加について
- 自立生活の支援について（福祉サービスについても含む。）
- 保健・医療について
- 教育・保育について
- 雇用・就労について
- 情報の利用について
- 安全・安心なまちづくりについて
- 所沢市の障害者施策について 等

②在宅医療的ケア児を対象としたアンケート

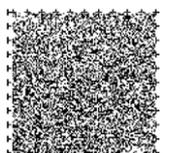
- 本人の障害の状態について
- 必要な医療的ケアについて
- 本人の生活状況について
- 家族の生活状況について
- 災害時の対応について 等

③市民を対象としたアンケート

- 障害者との交流や援助の経験について
- 障害に関する法律や制度の認知度について
- 災害時の援助について
- 障害者に対する市民の理解度について
- 障害者が社会参加するために特に大切なことについて 等

④事業所を対象としたアンケート

- サービス提供の状況について
- 事業所運営で苦慮している点について
- 所沢市の障害者支援の長所、短所について
- 利用者の親亡き後の支援について
- 所沢市に不足している社会資源について 等



第3節 計画の基本理念

1. 基本理念

第4次所沢市障害者支援計画では、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の実現を目指し、「ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ」を基本理念に掲げました。

この基本理念に基づき、平成30年7月には「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行するなど、障害者施策の推進を図ってきました。

本計画においても、障害者施策を継続して推進していくために、第4次所沢市障害者支援計画の「基本理念」を継承しつつ、平成30年度から令和2年度までの取組や社会情勢の変化を踏まえ、「共生社会」の実現を目指します。

ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ

2. 基本的な考え方

基本理念を実現するために、次の3つの観点から計画を推進します。

- 障害者の自立と社会参加の促進

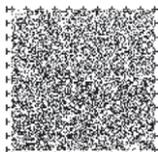
障害者が自らの意思に基づき、社会に参加し、自己実現を図ることができるよう、各分野における取組を通じて、障害者の自立と社会参加を促進します。

- 障害特性に応じたきめ細かな支援

障害者が希望する地域生活を実現するため、他分野多機関と連携した相談支援を提供し、障害特性に応じたきめ細かな支援を推進します。

- 地域共生社会の実現に向けた環境整備

障害の有無にかかわらず、地域の中で共に助け合えるよう、市民同士の協働が自然に生まれるまちづくりを推進します。

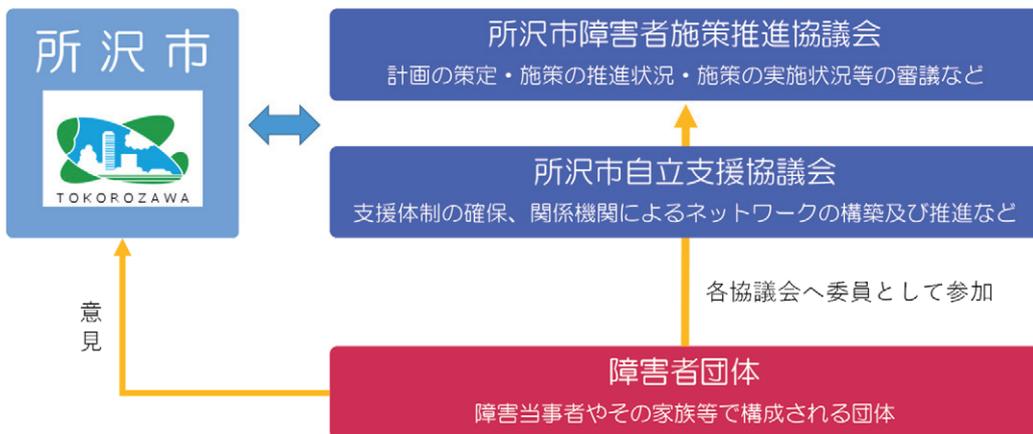


1. 関係機関等との連携

障害者が地域で共に生活し活動できる社会を実現するためには、行政による対応だけでなく、ユニバーサルデザイン^{*1} やソーシャルインクルージョン^{*2} の理念に基づいた地域社会の構築に加え、組織や団体、市民の参加と行動が不可欠です。また、障害福祉サービス等の実施にあたっては、市の関係部署が連携して対応することはもちろんのこと、国や県の関係機関、サービス提供事業者などと適切に役割分担し、連携を強化して地域全体での取組を進めます。

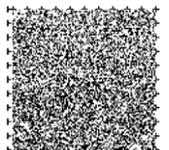
2. 障害者等の参画

この計画は、障害に起因する社会的障壁の除去を通じて共生社会の実現を推進することを目的としているため、障害者を取りまく社会の変化と障害者のニーズの的確な把握に努めながら、施策の推進を図ることも必要です。このため、市民・障害者団体の代表・関係機関の代表等から構成される所沢市障害者施策推進協議会の機能を十分に発揮させるとともに、障害者や障害者団体及び所沢市自立支援協議会と、計画の推進について積極的に意見交換を行います。



*1 ユニバーサルデザイン……『基本的人権の尊重』を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、全ての人が心豊かに暮らせるような社会を創っていかうとする考え方。

*2 ソーシャルインクルージョン……障害者等を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。



3. 計画の達成状況の点検及び評価

市民・事業者・市の協働による計画の着実な推進のために、「PDCA サイクル」に基づき、継続的な改善を図ります。

(1) 施策・事業の策定 (Plan)

計画に基づく施策の実施に当たり、新たな事業立案や取組手法等を策定します。

(2) 施策・事業への取組 (Do)

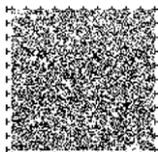
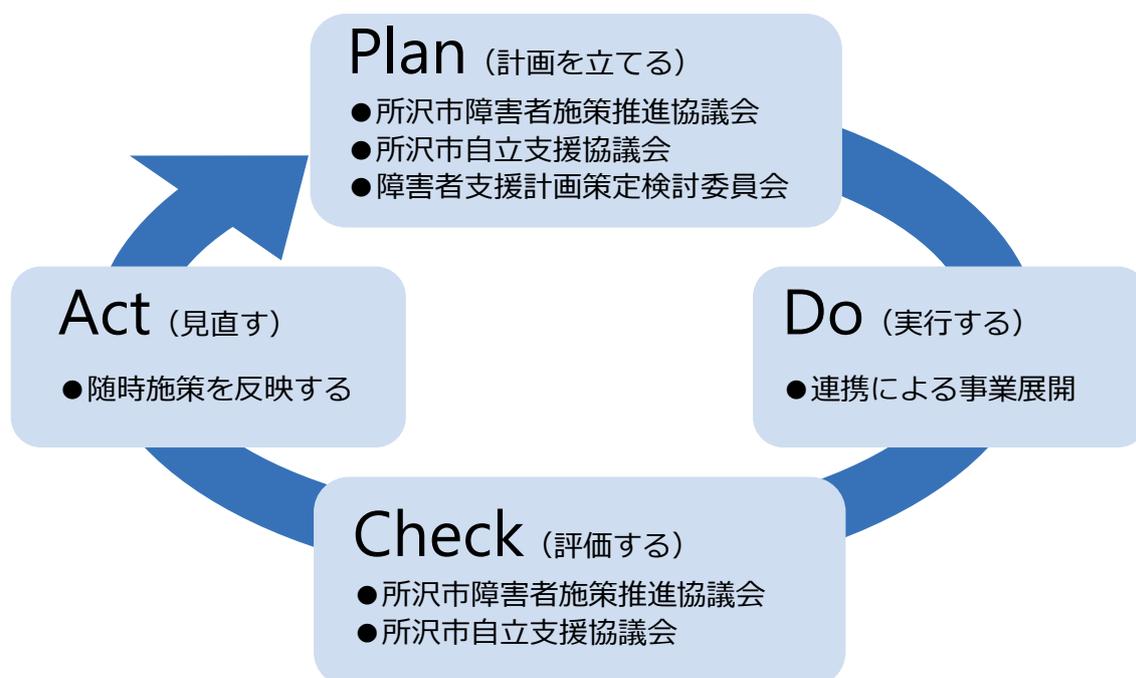
障害者施策は、各分野の担当課が中心となり、その推進と継続的な改善に努めます。

(3) 計画の進行状況の点検・評価 (Check)

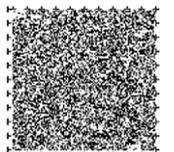
障害者支援計画に掲げる目標や施策の進捗状況の点検については、所沢市障害者施策推進協議会と所沢市自立支援協議会で行い、その意見を踏まえて計画の進行状況の評価を行うとともに推進方策等について検討します。

(4) 取組の見直し (Act)

計画に沿った施策等の実施状況の点検結果を踏まえて、取組の見直しを行います。なお、必要に応じて計画の見直しを行います。



第 2 章 施策展開



基本理念

ふれあい 寄り添い 支え合い
共に生きるまち ところざわ

大柱

差別解消と権利擁護の推進
(P.28)

社会参加の促進と協働の推進
(P.32)

福祉サービス等の充実
(P.36)

支援体制の充実
(P.40)

保健医療の充実
(P.44)

育ちと学びの充実
(P.48)

雇用・就労の促進
(P.52)

情報アクセシビリティの向上
(P.56)

安全・安心なまちづくり
(P.60)

中柱

- (1) 差別解消の推進
- (2) 権利擁護の推進と虐待の防止

- (1) 社会参加の促進
- (2) 市民協働（相互理解）の推進

- (1) 自立した生活に向けた支援の充実
- (2) 福祉サービス等の充実

- (1) 相談支援の充実
- (2) 地域の支援体制の充実
- (3) 重度障害者支援体制の充実

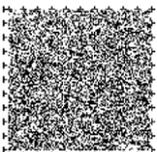
- (1) 予防・治療の充実
- (2) 保健事業の推進
- (3) 地域の保健医療体制の充実

- (1) 幼児期における教育・保育の充実
- (2) インクルーシブ教育システムの推進
- (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- (1) 雇用の場の創出
- (2) 就労の実現と職場定着に向けた支援

- (1) 情報提供の充実
- (2) 意思疎通支援の充実

- (1) 総合的な福祉のまちづくりの推進
- (2) 防災・防犯体制の整備



基本的な考え方

- 障害者の自立と社会参加の促進
- 障害特性に応じたきめ細かな支援
- 地域共生社会の実現に向けた環境整備

小柱

①差別解消の推進

①権利擁護の推進 ②虐待の防止

①社会活動への参加支援 ②障害者団体への支援

①啓発・広報活動の充実 ②ボランティア活動の促進 ③地域交流活動の促進

①生活環境の整備 ②意思決定支援の推進 ③経済的自立の促進

①障害者向けサービスの充実 ②障害児向けサービスの充実

③社会情勢に応じた障害福祉サービスの提供

①総合的な相談体制の確立 ②ケアマネジメントの充実

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ②地域生活支援拠点の整備

③サービスの質の向上

①医療的ケアに対応可能な体制の整備 ②重度障害者への支援 ③施設入所支援

①障害の予防・早期発見体制の充実 ②障害の治療・軽減・補完施策の充実

①健康づくりの充実 ②保健事業の充実

①地域医療の充実 ②精神保健体制の充実

①教育・保育環境の整備

①教育体制の整備 ②教育環境の整備

①学習機会・内容の充実

①障害者雇用の促進と就業機会の確保

①就労に向けた支援 ②福祉的就労の充実

①行政情報のアクセシビリティ向上 ②情報提供の充実

①コミュニケーション支援体制の充実

①福祉のまちづくりの推進 ②住宅環境の整備 ③移動しやすい環境の整備

①情報提供の充実 ②防災体制の整備 ③災害時の応急体制の整備 ④防犯体制の充実

第2章
第2節

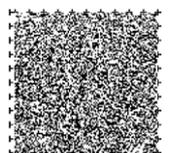
ライフステージを通じた支援

(P.66)

第3章

障害福祉サービス等の目標値・見込量

(P.79)



1

差別解消と 権利擁護の推進



「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行し、障害に関する理解の浸透を図っていますが、様々な社会的障壁は今なお存在しています。このような状況を変えていくためにも、障害者に対する差別解消と権利擁護を推進していく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



[差別解消] 障害に関する理解の啓発

障害に関する理解の浸透を図るために、主に公的機関や民間事業者を対象に、障害理解についての出前講座を実施しました。



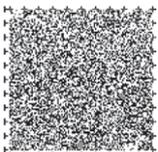
[虐待防止] 虐待に対する適切な対応

障害者虐待防止法の趣旨・通報義務を周知し、委託相談支援事業所*1等と連携し、虐待発生時の体制整備に取り組みました。



[権利擁護] 権利擁護に関する相談

所沢市子どもと福祉の未来館の福祉の相談窓口や委託相談支援事業所で権利擁護に関する相談支援を行いました。



*1 委託相談支援事業所……市から委託を受け、日常生活の不安や施設の紹介など、障害者やその家族からの多種多様な相談を受け付ける事業所。

主要な課題

課題① 障害者差別の解消

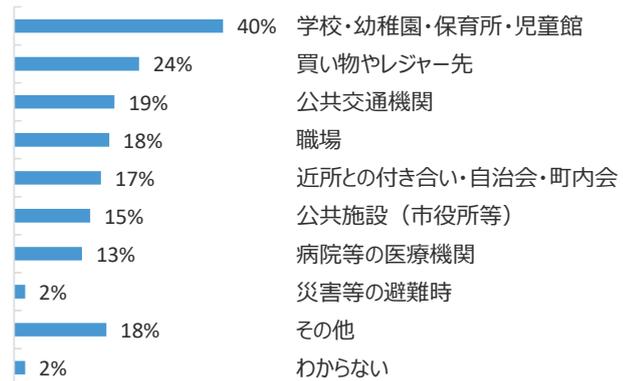
- 現在生じている差別解消（身近な地域における障害理解の浸透）
- 民間企業や所沢市職員における適切な合理的配慮の実践
- 将来にかけての差別解消（幼少期からの障害理解の必要性）

課題② 権利擁護・虐待防止

- 判断能力が不十分な方に対する適切な支援
- 市民、事業者等の障害者虐待に対する正しい認識
- 適切かつ迅速な虐待対応の継続的な実施

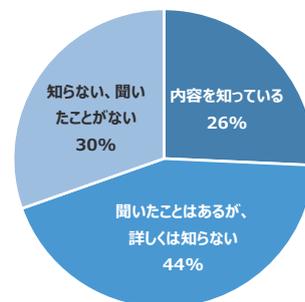
差別を受けた場面※（障害者・障害児アンケート）n = 192

「障害者差別を受けたことがある」と回答した人に、差別を受けた場面について尋ねたところ、回答者の約4割が「学校・幼稚園・保育所・児童館」を選択していました。



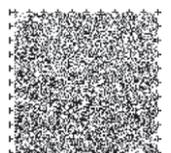
成年後見制度*1の認知度（障害者・障害児アンケート）n = 1,362

障害当事者に対して、成年後見制度を知っているか尋ねたところ、回答者の約4割が「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」を選択していました。「内容を知っている」と「知らない、聞いたことがない」を選択した回答者は、おおよそ同じ割合となりました。



※は複数回答形式。

*1 成年後見制度………認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度。



(1) 差別解消の推進

①差別解消の推進

障害者差別の解消を図っていくために、市民や事業者に対して、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例を周知するとともに、出前講座等の啓発活動を実施します。

さらに、所沢市における障害理解の浸透と合理的配慮の実践へとつなげていくために、市職員に対しても周知啓発の徹底を図ります。

また、将来にかけて差別のない社会を作るために、市内の公立小中学校において、障害理解教育を推進します。

(2) 権利擁護の推進と虐待の防止

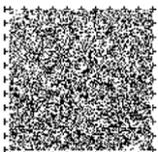
①権利擁護の推進

判断能力が不十分な方を支援するため、所沢市こどもと福祉の未来館の福祉の相談窓口や委託相談支援事業所による適切な情報提供や相談支援を通じて、成年後見制度の周知啓発及び利用促進を図ります。

②虐待の防止

障害者虐待防止法に関する情報の周知に努めるとともに、障害者虐待防止・対応マニュアルに基づき、所沢市基幹相談支援センター^{*1}を中心とする市内の委託相談支援事業所と連携して虐待案件に対応することで、障害者の権利擁護を図ります。

*1 所沢市基幹相談支援センター……地域における相談支援の中核的な機関。総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援等を行う。



目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に関する職員研修の受講者数（累計）	567人	1,220人

説明：所沢市職員の障害理解と合理的配慮の促進を図るため行う、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に関する職員研修の受講者数です。

障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関する出前講座の受講者数	133人／年	200人／年
----------------------------------	--------	--------

説明：成年後見制度の周知啓発及び利用促進のために行う、障害者やその家族及び関係者に向けた出前講座の受講者数です。

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例

所沢市において、障害者に対する誤解や偏見といった社会参加を妨げる様々な障壁を取り除き、障害の有無に関わらず、共に支え合い、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指す上で、指針となるものです。

本条例では、障害者に対する不利益な取扱いの禁止（障害者に対する差別の禁止）と、合理的配慮の提供について規定しています。

■障害者に対する不利益な取扱い（障害者に対する差別）：具体例



介助犬の来店拒否



乗車の拒否



威圧的な態度

■障害者に対する合理的配慮の提供：具体例



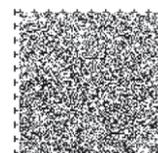
手話の対応



バリアフリー化



点字資料の提供



2

社会参加の促進と協働の推進



障害者が地域で豊かな暮らしをしていくためには、スポーツや文化芸術活動などの社会参加の活動を促進し、障害者との地域交流などを通じた、市民の障害に対する理解の浸透を推進していく必要があります。(写真：令和元年度障害者週間記念イベント 出演：ピーターパンJr.)

所沢市のこれまでの主な取組



[地域交流] 障害者週間記念イベント

障害理解につながる講演会、手話・点字や障害者スポーツの紹介、福祉機器の展示や障害者による作品展示等のイベントを行いました。



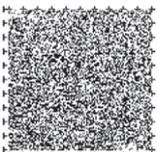
[啓発] 講座・講演会の開催

発達障害に関する講演会の開催やパネル展示、精神障害について理解を深める講座やつどい、こころの美術展等を開催しました。



[相互理解] 社会活動への参加支援

スポーツ、文化芸術、レクリエーションの機会を提供するとともに、障害者団体の活動を支援しました。



主要な課題

課題① 障害者の社会参加の促進

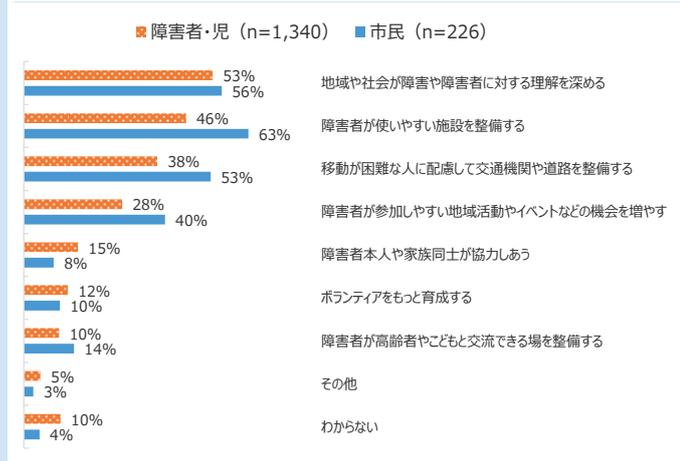
- スポーツ・文化芸術活動等の機会の創出及び参加支援
- 障害者の社会参加に必要な配慮
- 障害者やその家族同士が協力して活動するための支援

課題② 障害者と市民との相互理解

- 障害者が活躍できる場の創出と市民参加の促進
- 地域における交流の機会の確保
- 地域における障害に関する理解促進

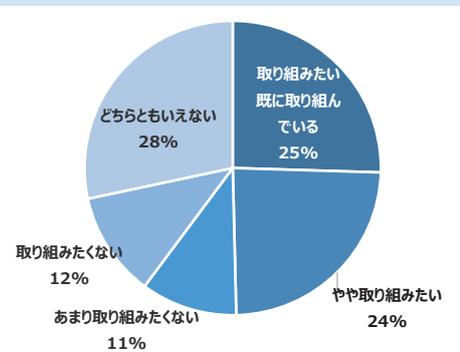
障害者の社会参加に大切なこと※（障害者・障害児・市民アンケート）

障害当事者と市民に対して、障害者の社会参加に大切なことを尋ねたところ、いずれも「地域や社会が障害に対する理解を深める」「障害者が使いやすい施設を整備する」「移動が困難な人に配慮して交通機関や道路を整備する」「障害者が参加しやすいイベントなどを増やす」の回答が多くなりました。

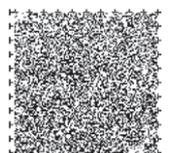


スポーツ・文化芸術等に取り組みたいか（障害者・障害児アンケート） n = 1,044

障害当事者に対して、スポーツ・文化芸術等の社会的活動に取り組みたいか尋ねたところ、回答者の約半数が「取り組みたい・既に取り組んでいる」又は「やや取り組みたい」を選択しています。他方、「取り組みたくない」又は「あまり取り組みたくない」を選択した人は約2割となりました。



※は複数回答形式。



(1) 社会参加の促進

①社会活動への参加支援

国や県などが開催する障害者のスポーツ大会への参加を促進するとともに、文化芸術活動等の発表の機会の提供や選挙会場のバリアフリー化の推進等を通じて、障害者の社会参加を支援します。

②障害者団体への支援

障害者団体の活動を促進するため、団体の運営費の補助や活動に対する支援を行います。

(2) 市民協働（相互理解）の推進

①啓発・広報活動の充実

障害者週間記念事業として実施するイベントをはじめ、障害者が活躍できる場を提供し、多くの市民の参加を促すことで地域における障害理解の促進を図ります。

②ボランティア活動の促進

ボランティア活動に関する情報提供を行うとともに、ボランティアセンター等と連携し、地域ボランティアの活動を支援します。

③地域交流活動の促進

所沢市民フェスティバル等の広く市民が集まるイベントや学校・地域の行事において障害者の参加を促し、障害者施設・団体の活動紹介や体験活動を行うことで、障害や福祉活動への理解を深める取組を進めます。



目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
所沢サン・アビリティーズ* ¹ 及び所沢市こどもと福祉の未来館の体育館等を利用した障害者数	7,352 人／年	8,500 人／年

説明：所沢サン・アビリティーズと所沢市こどもと福祉の未来館の体育館等を利用した障害者の人数です。

障害者週間記念事業来場者数	332 人／日	550 人／日
---------------	---------	---------

説明：障害者週間記念事業として行う、障害者作品展等のイベントの一日当たりの来場者数です。

障害者週間記念事業

障害者基本法は、国民の間に広く共生社会の実現に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化芸術その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、毎年12月3日から12月9日までの一週間を障害に対する理解促進を図るための期間として定めています。本市においても期間中に障害者の作品展等を行い、市民に対する障害への理解促進を図っています。



*1 所沢サン・アビリティーズ……障害者の文化、教養、体力の向上を図ることを目的とした施設。館内には、体育室をはじめ、学習・会議に使える研修室、お茶・お花などに利用できる教養文化室、楽器やコーラスの練習ができる音楽室などの設備が整えられている。



3

福祉サービス等の充実



障害者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を送るためには、日々の生活の援助や福祉サービス等の充実が必要になります。また、適切な福祉サービスの提供のため、日頃からの関係機関との連携も必要です。

所沢市のこれまでの主な取組



[公的援助] 福祉手当・医療費助成等

重度障害者に福祉手当の支給や医療費の助成を行うとともに、補装具や日常生活用具の適切な利用に関する周知を行いました。



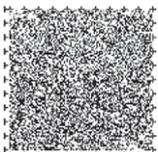
[居住支援] 居住の場に関する調整

施設入所待機者をスムーズに入所につなげるため、家族等からの相談に応じ、必要な入所支援に努めました。



[研修・連携] 研修・情報交換会の開催

所沢市自立支援協議会*1 において、グループスーパービジョン*2 等を実施し、支援者のスキルアップや関係機関の連携を図りました。



*1 所沢市自立支援協議会……相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場。障害者総合支援法に設置が規定されており、就労、保健医療、サービス提供事業所、相談支援事業者等により構成されている。

*2 グループスーパービジョン……個別のケースにおいて、支援者一人では解決困難なケース等に関して、地域の相談支援事業所等の支援者が集まり、意見を出し合うことによって、解決策や対応方法を検討する手法。

主要な課題

課題① 地域で自立した生活を送る上での不安の解消

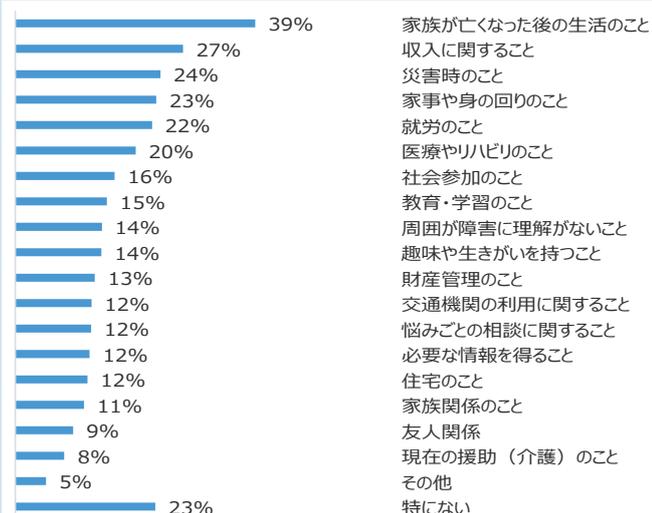
- 本人の希望する居住形態（自宅、グループホーム等）の実現に向けた支援
- 「親亡き後」の生活に向けた本人、家族、支援者等の準備
- 障害者への経済的支援の継続的な実施

課題② 福祉サービス等の充実

- 在宅サービスや通所サービスの適切な利用支援
- 社会情勢に対応した福祉サービスの提供

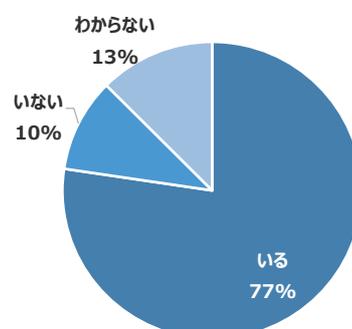
困っていること※（障害者・障害児アンケート）n = 1,302

障害当事者に対して、困っていることを尋ねたところ、「家族が亡くなった後の生活」の回答が最も多くなっています。また、「収入に関すること」「家事や身の回りのこと」「社会参加のこと」「財産管理のこと」「住宅のこと」等の日常生活に関する不安を上げる回答が見られました。他方、「特にない」を選択した方も2割程度いることがわかります。

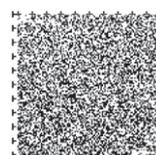


親亡き後が心配な利用者の有無（事業所アンケート）n = 128

事業所に対して、親亡き後が心配な利用者の有無を尋ねたところ、回答者の8割近くが親亡き後が心配な利用者が「いる」を選択しました。他方、「いない」と回答した事業所は1割ほどにとどまりました。



※は複数回答形式。



(1) 自立した生活に向けた支援の充実

①生活環境の整備

自立した生活を希望する障害者の居住の場であるグループホームの整備を支援するとともに、新規の事業所が地域に根差していくことができるよう、関係機関との連携の促進を図ります。また、障害者の自立した活動に必要な補装具*1や日常生活用具*2を適切に給付します。

さらに、「親亡き後」の障害者の生活の準備を進めるため、短期入所や体験利用による本人・施設双方の準備や、家族へ「親亡き後」について考えてもらうための働きかけを行います。また、成年後見制度の利用の検討や、現在の生活状況に合わせた福祉サービスの種類・支給量の見直し等を行い、高齢化が進む障害者や家族への支援の充実を図ります。

②意思決定支援の推進

知的障害や精神障害等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに沿った対応について検討を進めるとともに、障害福祉サービス事業者等に対して周知啓発を図ります。

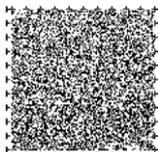
③経済的自立の促進

障害者が生計を維持し、経済的に自立した生活を送れるよう、移動に関する費用の補助、重度障害者に対する福祉手当の支給や医療費の助成を行います。

(2) 福祉サービス等の充実

①障害者向けサービスの充実

障害者が自立した生活を送るために必要な在宅サービスや通所サービスの提供体制を整備します。また、在宅生活が困難な障害者のニーズに応じ、安定した地域生活を送るための支援や、適切に入所につなげるための支援に努めます。



*1 補装具……身体の不備部分や障害のある部分を補い、日常生活や働くことを補助する用具。盲人安全つえ、補聴器、義肢（義手・義足）、車いす、歩行器など。

*2 日常生活用具……特殊寝台、入浴補助用具、ポータブルレコーダー、ファックス、ストマ用装具など、在宅の障害者の日常生活がより円滑に行われるために用いられる用具。

②障害児向けサービスの充実

障害児一人ひとりの状況に応じ、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児通所支援^{*1}の提供体制の整備を行うとともに、通所支援事業所等と保育園、幼稚園、学校との連携を図ります。

③社会情勢に応じた障害福祉サービスの提供

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、障害者への支援を行う現場において感染予防対策を踏まえた支援方法への変容がありました。このような社会情勢の変化に対応するため、正確な情報を迅速に収集し、障害福祉サービス事業者等に適切に提供することにより、より良い障害福祉サービスの提供につなげます。

(市内施設における新型コロナウイルス感染症予防対策の取組※)



予防対策で大切なこととして、感染症の特性を理解して行動することが挙げられます。このため、看護師が施設職員・利用者に、手洗いする機会や方法などについて研修を行うなど、実際の予防対策につながるような取組が行われています。

※市内の障害者施設での取組の一例を紹介させていただいています。

目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
グループホームの整備数	219人分	301人分

説明：市内において共同生活援助（グループホーム）の指定を受けている事業所の定員数の合計です。

*1 障害児通所支援……心身の発達に何らかの心配や障害のある子どもが、遊びや運動など小集団（又は個別）の活動を通じて成長していけるよう支援する、児童福祉法上のサービス。



4

支援体制の充実



障害者が身近な場所で気軽に相談できるよう、地域の支援体制の整備を進めていく必要があります。整備に当たっては、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」などを取り入れながら、他分野多機関との連携を進めていくことが重要です。

写真提供：ライト・イット・アップ・ブルー所沢実行委員会

所沢市のこれまでの主な取組



[医療的ケア] 支援体制の整備

医療的ケア児支援の情報交換会を開催し、保健、医療、福祉その他の関係機関とともに、情報共有や意見交換を行いました。



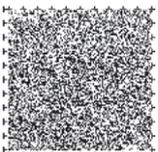
[発達障害支援] 理解促進と支援

発達障害に関する相談支援のほか、研修や啓発事業等の地域支援、児童福祉法に基づく障害児通所支援を実施しました。



[相談支援] 支援体制の強化

所沢市基幹相談支援センターと共同で、新規の指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の開拓を行いました。



主要な課題

課題① 相談支援

- 相談支援事業所・相談支援専門員の不足や負担の増大
- 相談支援事業所・相談支援専門員の地域への定着

課題② 地域の支援体制

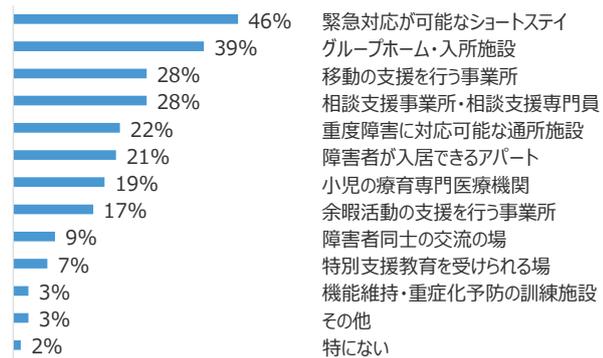
- 安定した支援体制構築に向けた他分野多機関連携のための取組
- 事業者向けのスキルアップ研修会の実施

課題③ 重度障害者支援体制

- 医療的ケア児支援のための取組

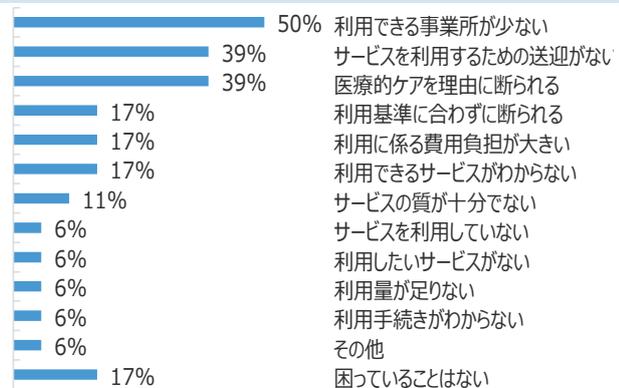
所沢市に不足している地域資源※（事業所アンケート） n = 127

事業所に対して、所沢市に不足している地域資源を尋ねたところ、「緊急対応可能なショートステイ」「グループホーム・入所施設」「移動の支援を行う事業所」「相談支援事業所・相談支援専門員」「重度障害に対応可能な通所施設」の順に回答が多くなっています。

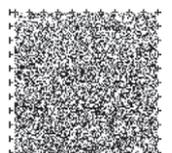


サービスの利用について困っていること※（在宅医療的ケア児アンケート） n = 18

在宅医療的ケア児に対して、サービスの利用について困っていることを尋ねたところ、「利用できる事業所が少ない」「サービスを利用するための送迎がない」「医療的ケアを理由に断られる」の順に回答が多くなっています。



※は複数回答形式。



(1) 相談支援の充実

①総合的な相談体制の確立

所沢市基幹相談支援センターと委託相談支援事業所において、障害者の身の回りの相談に対応するとともに、発達障害に関する相談、就学・教育相談、就労相談等についても専門的な窓口において対応します。そして、各相談窓口の連携を強化し、ワンストップでの対応を可能にするよう努めます。

また、相談支援事業に興味のある法人等に対する勧誘や情報提供を行うとともに、相談支援事業所・相談支援専門員が地域に定着するための後方支援を行い、市内の相談支援体制の充実を図ります。

②ケアマネジメントの充実

障害者一人ひとりに適切なケアマネジメントを行うため、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成を進めます。また、地域生活に移行する障害者に対して、関係者の連絡調整等の支援を適切に実施します。

(2) 地域の支援体制の充実

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

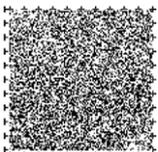
精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築を目指します。

②地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等、地域生活支援拠点に必要な機能の充実を図ります。

③サービスの質の向上

所沢市自立支援協議会において、関係者のネットワーク強化を図るとともに、市内の福祉サービス事業者に対して情報提供やスキルアップにつながる研修を行い、地域における福祉サービスの質の向上に努めます。



(3) 重度障害者支援体制の充実

① 医療的ケアに対応可能な体制の整備

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう「医療的ケア児支援の情報交換会」において、保健、医療、福祉その他の関係機関が医療的ケア児に関する情報共有や意見交換を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターが、当事者や支援者からの相談に応じ、支援に必要な機関等につなぎます。

② 重度障害者への支援

市内の障害者施設等において、重度障害者への適切な支援や、重度障害者の日中活動や居住の場の確保を前進させるために、障害福祉サービス事業所間の情報共有や意見交換の充実に努めます。また、施設整備に当たっては、可能な限り、重度障害者を受け入れることができる環境となるよう、事業者への働きかけを行います。

③ 施設入所支援

障害者の地域移行を推進する一方で、地域において施設入所支援を真に必要とする障害者が一定数いる状況であることを踏まえるとともに、障害者の親亡き後を見据え、社会福祉法人等による障害者支援施設の整備計画に対して、施設整備に関する調整等について協力し、必要な施設入所支援の提供につながるよう努めます。

目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所数	19 箇所	23 箇所

説明：所沢市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の数です。

所沢市子ども支援センター（発達支援）の利用者満足度	89.8%	100%
---------------------------	-------	------

説明：所沢市子どもと福祉の未来館 2 階の所沢市子ども支援センター（発達支援）の利用者満足度です。

*1 医療的ケア児……人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児。



5

保健医療の充実



保健・医療人材の育成・確保、難病に関する施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を推進し、障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制を充実させていく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



[重度精神障害者支援] アウトリーチ支援

精神科医や看護師、精神保健福祉士等の医療と福祉の専門職で構成されたチームによるアウトリーチ支援事業を実施しました。



[母子保健] 障害の早期発見

母子保健対策や乳幼児健康診査等による、障害の早期発見・早期対応に向けた取組を実施しました。



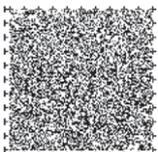
[社会復帰] 機能訓練・リハビリ

心身機能の維持回復と社会復帰や社会参加を目的とした機能訓練やリハビリ相談などを実施しました。



[在宅支援] 訪問による保健指導

脳卒中の後遺症等で自宅療養している方を対象に、閉じこもりの予防、介護者の交流を実施しました。



主要な課題

課題① 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- 障害の早期発見や、家族に対する早期支援

課題② 保健事業

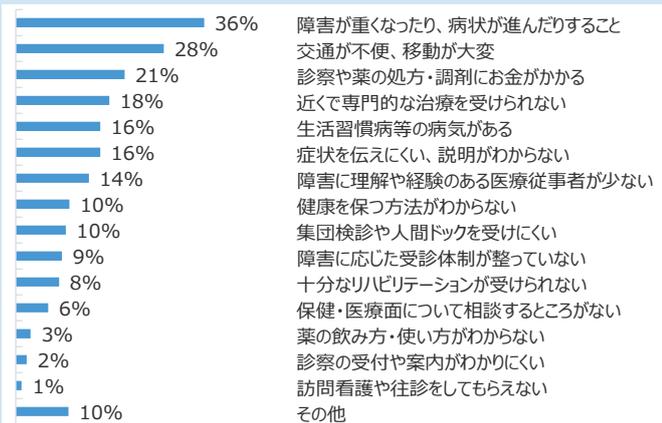
- 健康に対する正しい理解の促進等による健康づくりの推進
- 在宅療養者への健康指導

課題③ 保健医療体制

- 訪問診療・往診に対応可能な医療体制の整備
- 重度精神障害者に対する適切な支援

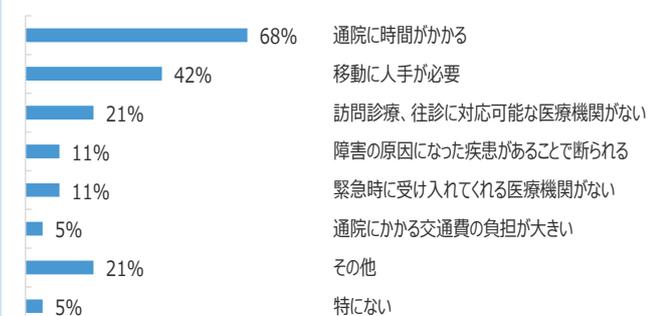
医療面で困っていること※（障害者・障害児アンケート）n = 1,055

障害当事者に対して、医療面で困っていることを尋ねたところ、「障害が重くなったり、病状が進んだりする」が最も多くなりました。また、「生活習慣病等の病気がある」「健康を保つ方法がわからない」といった健康維持に関する回答も見られました。

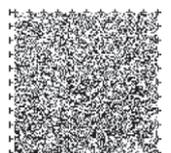


医療機関への受診で困っていること※（在宅医療的ケア児アンケート）n = 19

在宅医療的ケア児に対して、医療機関への受診で困っていることを尋ねたところ、「通院に時間がかかる」の回答が最も多く、次いで「移動に人手が必要」という結果となりました。



※は複数回答形式。



(1) 予防・治療の充実

①障害の予防・早期発見体制の充実

訪問指導、健康診査、健康相談を実施するとともに、妊娠期からの健康管理の向上や乳幼児期の保健指導、定期健康診査の充実を図ります。また、所沢市こども支援センター（発達支援）において、発達障害に関する相談や支援を行います。

②障害の治療・軽減・補完施策の充実

機能回復のためのリハビリテーション事業を実施します。また、障害の治療と軽減を図る自立支援医療の適切な利用を促進します。

(2) 保健事業の推進

①健康づくりの充実

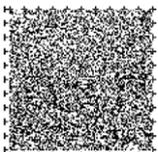
生活習慣病の予防や疾病に関する正しい理解の促進を図るため、所沢市保健センター等での健康相談、講座や講演会等の健康教育の充実を図ります。

また、「歩き」を中心とした健康づくりを推進するため、「トコトコ健幸マイレージ事業」の参加者を拡大します。そのほか、人間ドックや特定健診、各種がん検診について、利用しやすい環境を整備するための研究を進めます。

②保健事業の充実

障害者の心身機能の回復や当事者及び家族の交流、地域社会での自立と社会活動への参加を促すための事業を実施します。

また、在宅で療養中の人や生活習慣病予防が必要な人に対して、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が訪問による保健指導を行います。



(3) 地域の保健医療体制の充実

①地域医療の充実

医療を必要とする障害者が在宅でも安心して暮らせるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携体制の充実と必要な情報の提供に努めます。さらに、適切な医療を安定的に提供できるよう、休日や夜間における医療提供体制の充実に努めます。また、障害の特性を踏まえた歯科診療を継続的に実施します。

②精神保健体制の充実

精神疾患や精神障害者に関する正しい知識や理解の向上のため、こころの健康に関する講座を開催します。

また、医師、看護師、精神保健福祉士等の専門職チームが、重篤な精神障害者を対象に訪問型の支援を行うとともに、将来的には各分野の関係者が連携し精神障害者を支える包括的な地域生活支援の構築を目指します。そのほか、精神障害者が地域生活を送る上で必要な場合に、本人または家族等が市内の精神障害者支援施設等に一時的に宿泊することができる精神障害者等一時宿泊事業を実施します。

目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
乳幼児健康診査未受診率	5.8%	4.3%

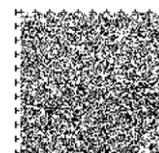
説明：市が実施する4か月児・1歳6か月児・3歳児の乳幼児健康診査を受診していない児童の割合です。

リハビリ相談(予約制)及び訪問リハビリ指導の相談者数	67人	70人
----------------------------	-----	-----

説明：疾患などにより身体機能に支障を来し、社会活動を制限されている方などに対し、理学療法士が個別に対応する相談者数です。

所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者数	113人	153人
---------------------------	------	------

説明：所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ登録者数です。



6

育ちと学びの充実



障害児が、就学の前後を問わず、適切な教育・保育を受けられるよう、環境の整備を進めていく必要があります。また、学校外の活動においても、教育やスポーツ、文化芸術等の様々な機会に親しむことができるよう、施策を推進していく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



[共生] 保育園での障害児受入

混合保育*1として保育園で障害児の受け入れを行うとともに、医療的ケア児の受け入れを令和2年度から試行的に開始しました。



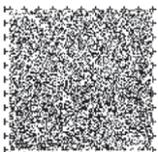
[こどもの健全育成] 放課後児童クラブ

放課後の時間帯における適切な遊びや生活の場の提供として、令和2年度当初で86人の障害児が放課後児童クラブに通いました。



[インクルーシブ教育] 教育環境の整備

支援籍学習*2や合同研修等を実施し、通常学級、特別支援学級、通級指導教室*3、特別支援学校間の連携を深めたほか、特別支援教育支援員*4を配置しています。



- *1 混合保育……発達に配慮が必要な児童が、保育園等において、他の児童と共に生活することで、相互の健全な成長発達を促すことを目的とした制度。
- *2 支援籍学習……障害のある児童生徒が、在籍する学校または学級以外にも学籍（支援籍）を置くことで必要な学習活動を行う、埼玉県独自の仕組み。
- *3 通級指導教室……小中学校の通常学級に在籍している心身に軽度の障害がある児童生徒へ、心身の障害に応じた特別の指導を特別な場で行うもの。
- *4 特別支援教育支援員……通常の学級において、特別の配慮を必要とする児童生徒のために、学習活動上のサポートや日常生活の介助を行う支援員。

主要な課題

課題① 幼児期における環境整備

- 保育者の知識・技量の向上のための取組
- 障害児の受け入れが可能な人員配置

課題② 学校の教育体制・教育環境

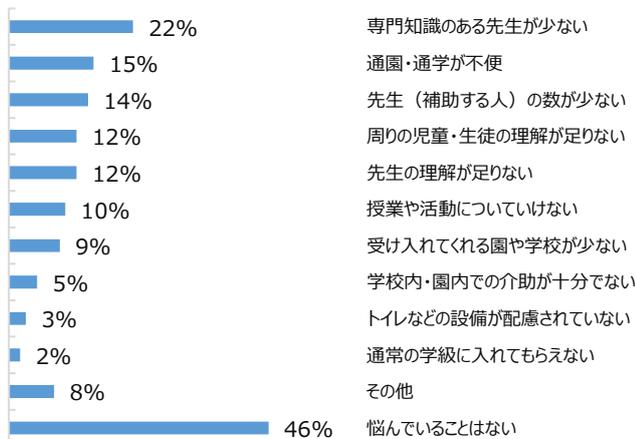
- 特別支援教育に関する研修の充実
- 学び方の異なる児童生徒への多様な支援方法の開発と共有
- 学校における児童生徒の障害に応じた教育環境の確保

課題③ 学習活動の充実

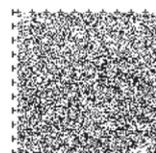
- 障害児と同世代のこどもとの交流等による多様な学習活動への支援

学校等に通うにあたって悩んでいること※（障害児アンケート） n=405

障害児に対して、学校や保育所等に通うにあたって悩んでいることを尋ねたところ、「専門知識のある先生が少ない」「通園・通学が不便」「先生（補助する人）の数が少ない」「周りの児童・生徒の理解が足りない」の回答がありました。また、「授業や活動についていけない」という回答も見られました。



※は複数回答形式。



(1) 幼児期における教育・保育の充実

①教育・保育環境の整備

巡回指導や研修により、保育者の知識・技量の向上を図るとともに、保育園、幼稚園と通所支援事業所等の連携に努めていきます。

また、民間の保育園、幼稚園等が障害児を受け入れるために職員を雇用する場合の経費の一部を補助します。

(2) インクルーシブ教育システム^{*1}の推進

①教育体制の整備

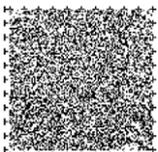
連続性のある「多様な学びの場」の充実に向け、通級指導教室、特別支援学級の計画的な設置を検討していきます。さらに、特別支援教育支援員^{*2}を配置し、通常の学級において特別な配慮を要する児童生徒に対して支援を行います。

また、特別支援学校との連携を深め、支援籍学習を拡充するとともに、交流や共同学習を推進します。

②教育環境の整備

小中学校からの要望に対して、児童生徒の障害に応じた必要な改修を行うとともに、校舎等の増築・改築工事や大規模改修工事に併せて、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー改修を行います。

また、研修等を通じて教職員に対する特別支援教育への理解促進を図るとともに、福祉関係機関や地域のボランティアとの連携により、総合的な学習の時間の体験活動等を通して福祉教育の充実を図ります。



*1 **インクルーシブ教育システム**……人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

*2 **特別支援教育支援員**……通常の学級において、特別の配慮を必要とする児童生徒のために、学習活動上のサポートや日常生活の介助を行う支援員。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

① 学習機会・内容の充実

放課後児童クラブで障害児の受け入れを行うほか、松原学園（児童発達支援センター*1）と市内保育園の交流を行い、双方の子どもたちが共に成長する機会を設けます。また、生涯学習推進センターや公民館では、学習講座の受け入れ体制等の環境整備や各ライフステージにおける多様な学習活動への支援を推進していきます。

目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
保育園等の障害児保育への巡回指導の件数	1,509 件	1,650 件

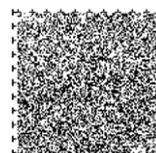
説明：障害児を受け入れている保育園・幼稚園を巡回し、保育士等職員への指導・助言を行った件数です。

特別支援教育や障害者に対する理解促進のための取組を行った学校の割合	—	100%
-----------------------------------	---	------

説明：市内の公立小中学校において、児童生徒や保護者を対象として、特別支援教育や障害者に対する理解促進に向けた取組を行った学校の割合です。



*1 児童発達支援センター……児童福祉法に基づく児童発達支援を行うほか、地域で暮らす障害児やその家族からの相談、障害児を預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。



7

雇用・就労の促進



働く意欲のある障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就職及び就職後の職場定着に対する支援や就業機会の確保、福祉的就労の充実を図るなど、総合的な支援を推進していく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



[雇用促進] 事業者への助成・表彰

障害者雇用を行う事業者に助成するとともに、障害者雇用に理解のある優良な事業者の表彰を行いました。



[連携強化] 審議会等の委員委嘱

雇用・労働分野の機関の職員に審議会等の委員を委嘱し、障害者の就労に向けた連携強化を図りました。



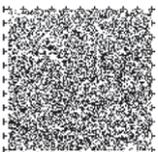
[就労支援] 一般就労に向けた支援

ところざわ就労支援センターにおいて、障害者の就職への支援や、職場定着に向けた支援などを実施しました。



[就労支援] 福祉的就労の機会の提供

一般就労が困難な障害者に対して、障害福祉サービス事業所等の福祉的就労の機会を提供しました。



主要な課題

課題① 障害者雇用の促進

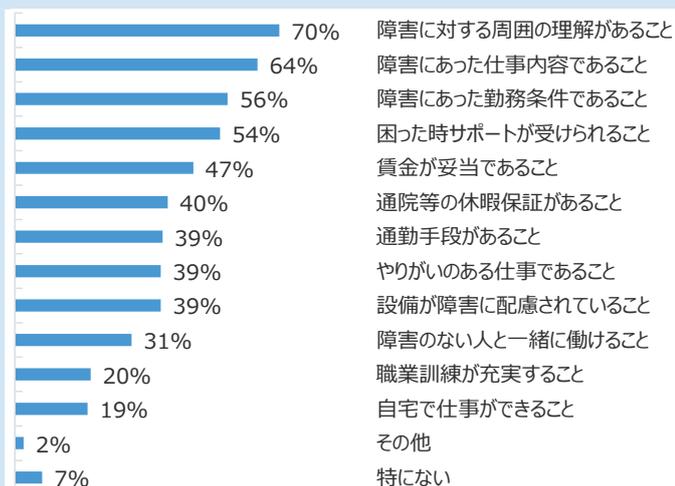
- 困った時にサポートが受けられるような職場環境
- 事業者の障害に対する理解

課題② 就労及び職場定着

- 障害者本人の意向や障害の状態を踏まえた適切な就労先・活動形態の選定
- 一般就労後の職場定着支援（障害者及び事業者、それぞれへの支援）
- 福祉的就労の機会の確保

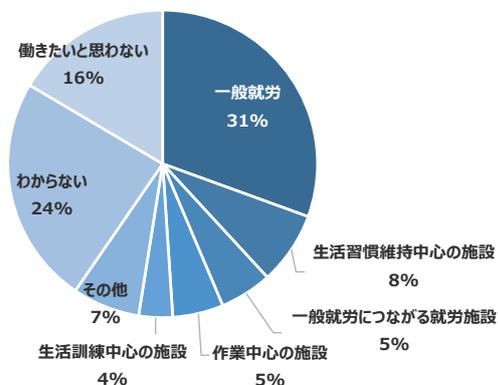
働いていく上で重要なこと※（障害者・障害児アンケート）n = 1,279

障害当事者に対して、働いていく上で重要なことを尋ねたところ、回答者の半数以上が「障害に対する周囲の理解がある」「障害にあった仕事内容・勤務条件である」「困った時サポートが受けられる」を選択していました。また、「通勤手段があること」や「やりがいのある仕事であること」の回答も見られました。

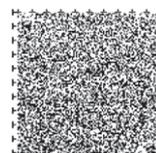


将来希望する就労先等（障害者・障害児アンケート）n = 1,246

障害当事者に対して、将来希望する就労先等を尋ねたところ、回答者の約3割が「一般就労」を選択し、「生活習慣維持中心の施設」「一般就労につながる就労施設」等がそれに次ぎました。他方、「働きたいと思わない」と回答した人も約2割いました。



※は複数回答形式。



(1) 雇用の場の創出

①障害者雇用の促進と就業機会の確保

障害者を雇用するための職場環境の整備等を行う事業者に対する助成や障害者雇用促進法に基づく特例子会社^{*1}の設立に対する奨励金の交付を行い、障害者雇用の場の確保を図ります。

また、障害者雇用に理解のある優良な事業者を表彰する等、障害者雇用の促進を図ります。そのほか、就労の機会を増やすため、農業と福祉の連携の研究を進めるとともに、農業者・福祉事業所の相談対応を行います。

(2) 就労の実現と職場定着に向けた支援

①就労に向けた支援

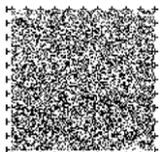
ところざわ就労支援センターにおいて、企業とのマッチングから職場定着のための支援まで一括して行い、障害者の就労を支援します。そのほか、ところざわ就労支援センターが開催する連絡会議等を通じて、地域の障害者雇用・就労に向けた他機関との連携体制の充実を図ります。

また、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づき、事業者に対して障害者が働きやすい環境の整備の必要性に関する啓発や情報提供を行い、職場の理解促進に努めます。そのほか、多様な就労形態の一つとして、在宅就労のサポートを行います。

②福祉的就労の充実

民間企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、障害福祉サービス事業所や地域活動支援センター^{*2}での生産活動等の福祉的就労の機会を確保するために、市内の環境の充実を図ります。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進するとともに、市内事業所と連携し、障害者施設での受注や工賃の向上に向けた取組を進めます。



*1 **特例子会社**……事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる制度。

*2 **地域活動支援センター**……地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の便宜を図る施設。

目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
ところざわ就労支援センター*1登録者の就職者数	631人	790人

説明：ところざわ就労支援センター登録者のうち、民間企業等に就職した人の人数です。

障害者就労施設等からの調達実績額	8,572,349円	9,000,000円
------------------	------------	------------

説明：障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から調達する物品等の実績額です。



▲株式会社角川クラフトの紹介動画

令和2年11月6日にグランドオープンした角川武蔵野ミュージアム内「エディットタウン」にある図書については、市内の障害者就労系施設において図書の装備作業（ラベル貼付、テープ貼付など）の一端を担いました。

また、障害者の雇用促進を図るために、令和元年9月に株式会社角川クラフトが設立され、地域における障害者雇用の取組が進められています。

*1 ところざわ就労支援センター……障害者の就労を総合的に支援する機関として、所沢市こどもと福祉の未来館の福祉の相談窓口内で、民間企業等への一般就労を希望する障害者の就労支援を行っている。



8

情報アクセシビリティ の向上



障害者が必要な情報にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティ*1の向上を推進していく必要があります。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保が必要です。

所沢市のこれまでの主な取組



[情報保障] **手話通訳・要約筆記**

必要な情報を取得し、意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣と育成を行いました。



[代読支援] **理解促進と支援**

所沢図書館において、書籍等の対面朗読のサービスを行いました。



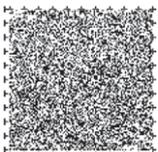
[情報発信] **多様な広報媒体の活用**

多様な広報媒体を活用し、視覚障害者用広報の作成や市ホームページの読み上げへの配慮等、わかりやすい情報の発信に努めました。



[情報保障] **点訳・音訳*2**

視覚障害者に対するコミュニケーション支援として、点訳・音訳ボランティア講習会を開催し、支援者の養成を図りました。



*1 **情報アクセシビリティ**……情報の取得や意思疎通に関係する、機器やサービスを円滑に利用できること。

*2 **点訳・音訳**……点訳とは言葉や文字を点字（紙面にとび出した六つの点を組み合わせて判読する文字の符号）に訳すこと。音訳とは文字を音声に訳すことをいい、録音図書を製作すること全体を含めて音訳（音声訳）と言う。

主要な課題

課題① 対象者に応じた適切な情報発信

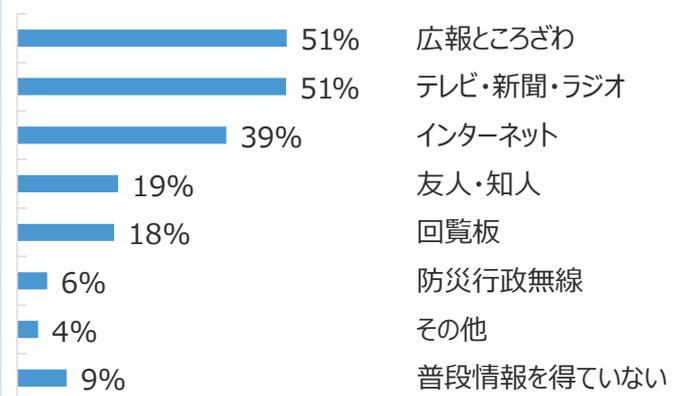
- 情報アクセシビリティの向上
- 対象者の年齢層に応じた適切な情報提供方法の選択

課題② 意思疎通支援の取組

- 手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成
- 点訳・音訳ボランティアの養成

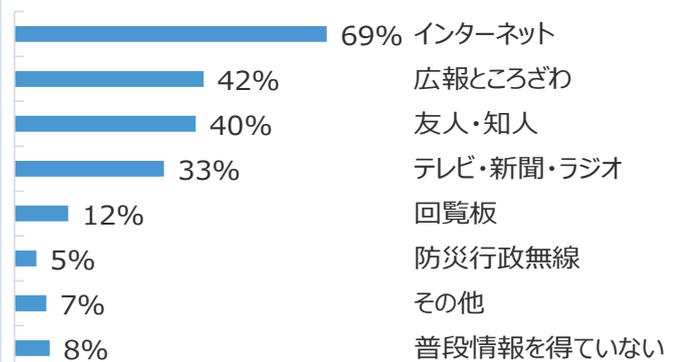
主な情報入手方法※（障害者アンケート）n = 953

障害者に対して、主な情報入手方法を尋ねたところ、回答者の半数以上が「広報ところざわ」「テレビ・新聞・ラジオ」を選択していました。また、「インターネット」を選択した割合も4割近くに上っています。また、「友人・知人」を選択した人も2割近くに上りました。

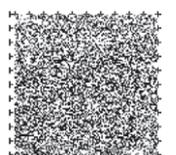


主な情報入手方法※（障害児アンケート）n = 413

障害児に対して、主な情報入手方法を尋ねたところ、回答者の約7割が「インターネット」を選択していました。また、約4割が「広報ところざわ」や「友人・知人」を、約3割が「テレビ・新聞・ラジオ」を選択していました。



※は複数回答形式。



(1) 情報提供の充実

①行政情報のアクセシビリティ向上

視覚障害者用広報の作成や市ホームページの読み上げへの配慮等、行政が発信する情報のアクセシビリティの向上に取り組みます。

また、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づき、障害者が自ら選択する意思疎通手段を用いるための相談への対応や支援を行います。

②情報提供の充実

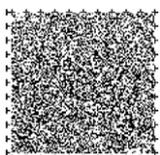
広報紙や市ホームページ等の多様な広報媒体を活用して、情報提供を行うとともに、障害特性への配慮等、対象者に伝わりやすい適切な情報提供方法を選択することで、わかりやすい情報の発信に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

①コミュニケーション支援体制の充実

聴覚障害者の社会参加や意思疎通を支援するため手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の養成講習を実施し、市内の支援体制の充実を図ります。

また、視覚障害者に対するコミュニケーション支援として、点訳や音訳ボランティアの育成を支援するとともに、社会福祉協議会のボランティアセンターなどを中心に地域福祉活動への参加促進に取り組みます。



目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
ウェブアクセシビリティ向上のためのホームページ操作研修の受講者数（累計）	52人	144人
所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数	2,046件	2,200件

説明：所沢市職員のウェブアクセシビリティ向上のためのホームページ操作研修の受講者数（令和元年度からの累計）です。

説明：聴覚障害者への手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、電話通訳、来所相談の合計件数です。

あなたも簡単！ 手話トーク



◀ 広報ところざわ令和2年12月号

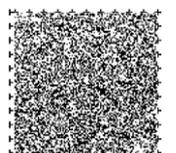
手話トークのホームページにアクセスできます。



手話を知ってもらおうきっかけづくりのために、令和元年5月から10月にかけて、広報ところざわに「あなたも簡単！手話トーク」を掲載しました。紙面での掲載に加えて、動画で手話の単語紹介と、季節に合わせた手話による会話を紹介しました。記事への感想も好評で、「こどもと一緒に楽しみながら手話しています。」などの声が寄せられました。撮影は所沢市聴覚障害者協会の方にご協力をいただき、令和2年は広報ところざわ12月号に掲載しました。

（広報ところざわ読者アンケートより）

- ・いつも楽しく拝見しています。
- ・身近な言葉だと覚えやすい。きっかけに手話の勉強をしようかなと思いました。
- ・5月号からはじまった手話トーク切り抜いてファイルにして必ず自分でやっています。これからも続くといいですね。
- ・手話トークを読んで、こういった組み合わせで出来ているのかと勉強になりました。家族でやってみました。



9

安全・安心な まちづくり



障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進めるとともに、災害に強い地域づくりや防犯対策を推進していく必要があります。

所沢市のこれまでの主な取組



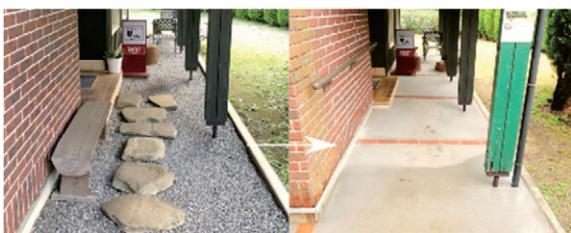
[防災] 災害等に備えた体制整備

防災ガイド・避難所マップ*1のデジ版*2作成、避難行動要支援者名簿*3の更新、障害者へ配慮した福祉避難所の整備を進めました。



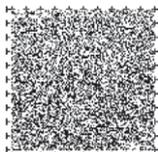
[自助・共助・公助] 安全な生活の推進

障害者をはじめ市民の安全な暮らしを守るため、地域住民による自主防災組織や自主防犯団体への支援を行いました。



[環境整備] 福祉のまちづくりの推進

埼玉県福祉のまちづくり条例や所沢市都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを進めました。



- *1 避難所マップ……災害時の指定避難場所や主な防災関係機関等の連絡先や場所が記載されている地図。
- *2 デジ版……視覚障害などで活字の読みが困難な人のために制作されるデジタル図書。
- *3 避難行動要支援者名簿……障害者や高齢者等、自力での避難が難しい人を事前に把握し、安否確認や避難支援に役立てるための名簿。

主要な課題

課題① 外出時の障壁の除去

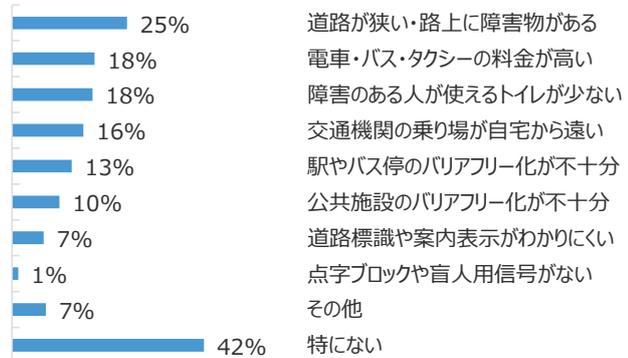
- 公共交通機関の利便性向上
- 市内店舗等における社会的障壁の除去

課題② 災害時の不安解消

- 災害や避難に関する適切な情報発信
- 防災体制の整備

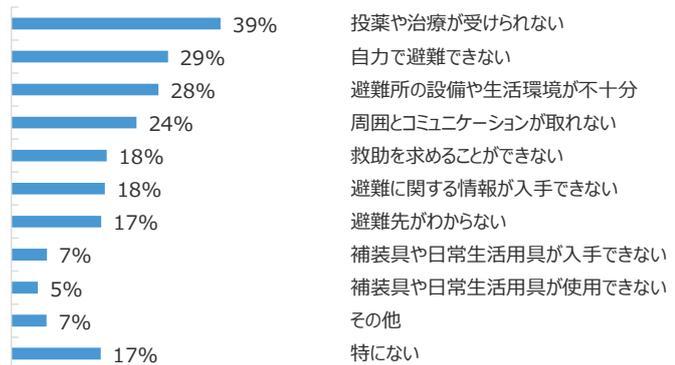
外出時に不便なこと※（障害者・障害児アンケート）n = 1,300

障害当事者に対して、外出時に不便なことを尋ねたところ、「道路が狭い・路上に障害物がある」「電車・バス・タクシーの料金が高い」などが選択されました。他方、約4割が「特にない」を選択していました。

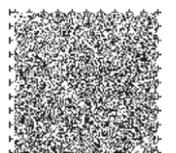


災害時に不安なこと※（障害者・障害児アンケート）n = 1,335

障害当事者に対して、災害時に不安なことを尋ねたところ、「投薬や治療が受けられない」「自力で避難できない」のほか、「避難所の設備や生活環境が不十分」「周囲とコミュニケーションが取れない」という回答が多くなっていました。



※は複数回答形式。



(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

①福祉のまちづくりの推進

埼玉県福祉のまちづくり条例、所沢市都市計画マスタープランに基づき、建物等のバリアフリー化を促進するとともに、整備・改修にあたってはユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが生活しやすい環境整備に努めます。

また、狭あい道路の拡幅や歩道の整備において、誰もが安全・安心に利用できる歩行者空間の確保に努めます。

そのほか、市内の飲食店や小売店等においてスロープの設置やトイレのバリアフリー化、筆談ボードの設置、点字メニューの作成等の合理的配慮の推進に努めます。

②住宅環境の整備

入居を希望する障害者に対して市営住宅における抽選倍率の優遇措置を実施するとともに、障害者や高齢者に配慮した整備・改善に努めます。また、賃貸住宅入居希望者に対し賃貸借契約や入居後の生活についての相談支援を行います。

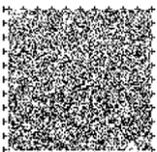
③移動しやすい環境の整備

鉄道事業者やバス事業者に対してバリアフリー推進の働きかけを行うとともに、駅ボランティアの養成や市内循環バスであるところバスの利便性向上のための路線見直し等に取り組むことにより、移動しやすい環境の整備に努めます。

(2) 防災・防犯体制の整備

①情報提供の充実

障害者団体の意見を反映し作成した防災ガイド・避難所マップを活用するほか、情報提供を進めていきます。防災行政無線やところざわほっとメール、市ホームページ等、様々な手段を通じて、わかりやすい情報の発信に努めます。



②防災体制の整備

避難行動要支援者名簿を更新するとともに、防災備蓄倉庫の整備や、障害者を含む地域住民の防災訓練の実施を支援します。また、福祉避難所（二次避難所）*1となる施設で避難訓練を実施し、施設利用者はもとより、指定避難所（一次避難所）では生活が困難な方を受け入れできるような防災体制の整備を進めます。

③災害時の応急体制の整備

市の福祉施設や特別支援学校等と連携し災害時における福祉避難所（二次避難所）の整備を進めるとともに、災害時の不安を解消するため、緊急時相談窓口や巡回サービス等について引き続き実施体制の整備を進めます。

④防犯体制の充実

街頭キャンペーンや広報活動を通じて地域安全活動への啓発を行うとともに、自主防犯団体の活動を支援します。

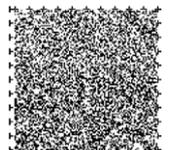
目標・指標

指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
駅ボランティア登録者数（延べ人数）	2,460人	2,760人
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数	18件	21件

説明：鉄道駅等の場所で、身体障害者等が安全で快適に移動できるよう支援を行う駅ボランティアとして登録した人数の合計です。

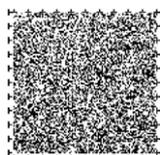
説明：指定避難所での避難生活に支障がある障害者等、要配慮者に対応できる福祉避難所の協定締結件数です。

*1 福祉避難所（二次避難所）……指定避難所等に避難した被災者で、避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認められた障害者や高齢者等の要配慮者を受け入れるための避難所。



▼目標・指標一覧（再掲）

体系	指標	現状値 令和元年度末	目標値 令和5年度末
1.差別解消 と権利擁護 の推進	所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会 づくり条例に関する職員研修の受講者数（累計）	567人	1,220人
	障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関 する出前講座の受講者数	133人／年	200人／年
2.社会参加 の促進と協 働の推進	所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福 祉の未来館の体育館等を利用した障害者数	7,352人／年	8,500人／年
	障害者週間記念事業来場者数	332人／日	550人／日
3.福祉サー ビス等の充 実	グループホームの整備数	219人分	301人分
4.支援体制 の充実	指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支 援事業所数	19か所	23か所
	所沢市こども支援センター（発達支援）の利用者 満足度	89.8%	100%
5.保健医療 の充実	乳幼児健康診査未受診率	5.8%	4.3%
	リハビリ相談（予約制）及び訪問リハビリ指導の 相談者数	67人	70人
	所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業の延べ 登録者数	113人	153人
6.育ちと学 びの充実	保育園等の障害児保育への巡回指導の件数	1,509件	1,650件
	特別支援教育や障害者に対する理解促進のため の取組を行った学校の割合	—	100%
7.雇用・就 労の促進	ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	631人	790人
	障害者就労施設等からの調達実績額	8,572,349円	9,000,000円
8.情報アク セシビリテ ィの向上	ウェブアクセシビリティ向上のためのホーム ページ操作研修の受講者数（累計）	52人	144人
	所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数	2,046件	2,200件
9.安全・安心 なまちづくり	駅ボランティア登録者数（延べ人数）	2,460人	2,760人
	災害時における福祉避難所施設利用に関する協 定締結件数	18件	21件



障害者作品展の受賞作品の紹介①

令和2年12月1日から7日まで、所沢市役所1階市民ホールにて障害者作品展が開催されました。会場内には、市内の障害者施設の利用者等が作成した絵画や陶芸、工作などの作品が展示され、多くの方にお越しいただきました。このページでは、計143点の作品の中から選出されたトコロん賞受賞作品10作品のうち、4作品を紹介します。(78ページ「障害者作品展受賞作品の紹介②」に続く。)



雨と水紋 (絵)
早川 敦裕さん



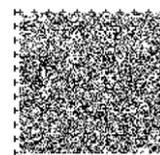
ぼくの好きな西武 20000系 (写真)
入山 琥太郎さん



森のフクロウ (創作)
山本 雅也さん



ぼくの動物園 (絵)
四ノ宮 景さん



第2節 ライフステージを通じた支援

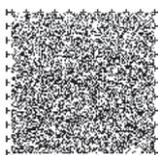
1. ライフステージの設定

障害者が地域で安心して自立した生活を送るためには、分野ごとの施策展開に加え、障害者一人ひとりのライフステージに応じた支援を行っていくことが必要です。

このため、「1. 乳幼児期(小学校入学前)」「2. 学齢期(小学校入学～17歳)」「3. 青年期(18歳～39歳)」「4. 壮年期(40歳～64歳)」「5. 高齢期(65歳以上)」の5つのライフステージを設定し、それぞれの年代で必要とされる支援を横断的・重点的に取り組んでいきます。

また、年代ごとの特徴を踏まえ、各ライフステージにおいて、特に求められている支援や重点施策を記載するとともに、ニーズの高い施策に関する、障害福祉、教育、保育、医療、雇用労働、高齢者福祉等、分野間の連携についても記載します。

<ライフステージを通じた支援のイメージ>



2. 求められている支援の考え方

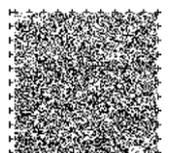
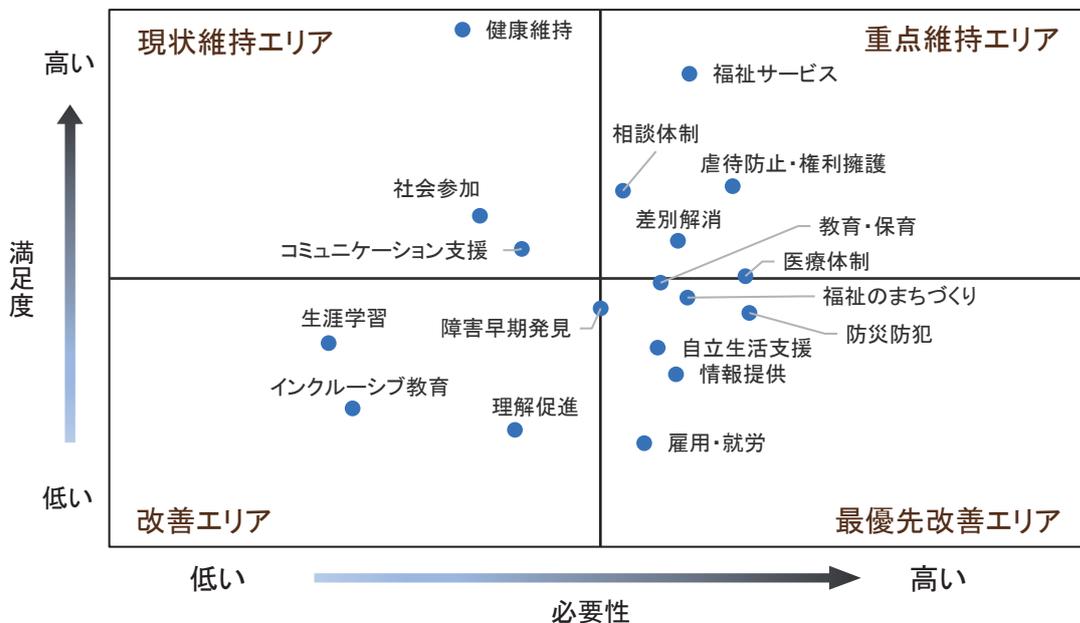
それぞれの年代でどのような支援が求められているかを分析するため、市内の障害者に対して実施したアンケート（本編 20 ページ）から、市の施策の満足度と必要性の評価を集計し、ライフステージ別に分析しました。

具体的には、第 4 次所沢市障害者支援計画に掲載した 18 項目の障害者施策について、満足度と必要性を 5 段階で評価していただき、満足度と必要性のそれぞれの平均を交点として、4 つのエリアに分類しました。

- 1) **最優先改善エリア**（必要性が高いが、満足度は低い）
- 2) **改善エリア**（必要性が低く、満足度も低い）
- 3) **重点維持エリア**（必要性が高く、満足度も高い）
- 4) **現状維持エリア**（必要性は低いが、満足度が高い）

各ライフステージ固有の課題を抱える分野について、最優先改善エリアや改善エリアの施策を中心に重点的に取り組んでいく必要があると考えられます。

<障害当事者全体>



3. 乳幼児期（小学校入学前）の支援



この年代の特徴

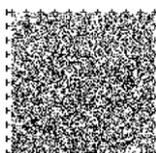
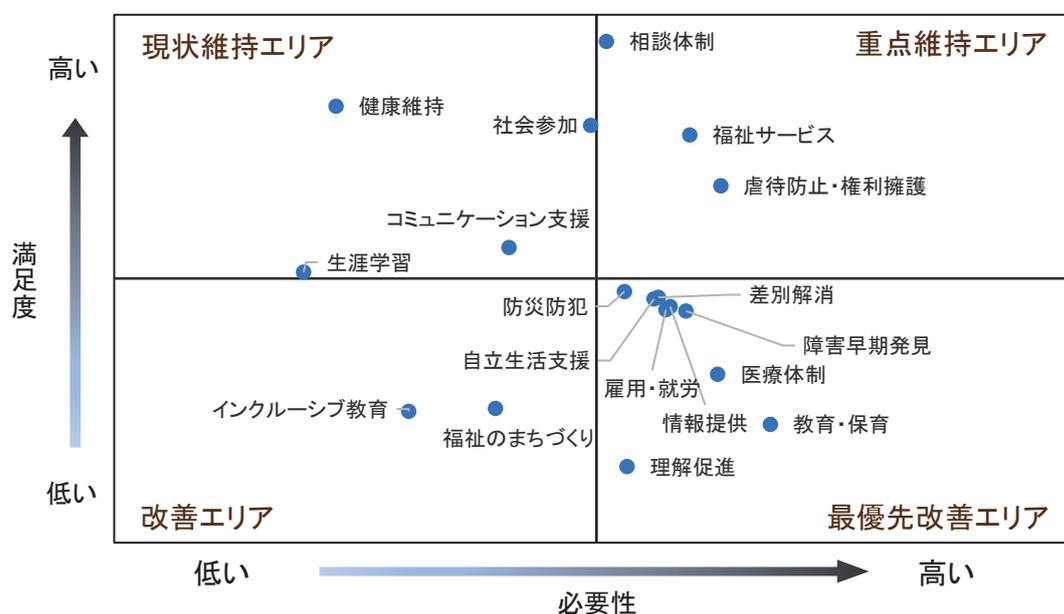
乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期の支援は、将来の本人にとって、充実した生活を送る上で非常に重要です。また、このような時期においては、保護者についても、子どもの障害の受容が難しい、育児に関する悩みがあるといった、様々な問題を抱えています。

このため、障害児本人に対してはもちろん、保護者の心理的・身体的な負担を軽減するためにも、家族全体に対する支援を行う必要があります。

求められている支援（アンケート結果から）

乳幼児期で優先度の高い施策は、「障害児のための教育・保育の促進」「地域の医療体制の整備」「障害者への理解を深める活動の推進」のほか、「障害の早期発見や対応の促進」「わかりやすい情報の提供」等となっています。

<乳幼児期>



重点的な取組・支援

障害を早期に発見し、支援を開始するため、必要な情報の提供や健康診査等の機会の提供を行います。

また、障害児と保護者が安心して暮らせるよう、保護者支援の充実や相談支援、障害児保育の適切な実施等に取り組みます。

主な施策・事業

母子保健事業	妊娠期からの健康管理の向上や訪問指導、乳幼児健康診査、健康相談等を通じて、母子を支援し、乳幼児の健全な発育・発達を図ります。
発達支援事業	所沢市こども支援センター（発達支援）において、発達障害に関する相談支援や通所支援を行います。また、専門性を生かした巡回支援や啓発活動等の地域支援に取り組みます。
障害児保育の実施	保育園等での混合保育を通じて、お互いの成長・発達を促すことで、個性を伸長する保育を充実します。

関連分野間の協働

乳幼児期では、保護者は、わからないことだらけの中で育児に臨まなければならず、心身両面の負担がとて大きいものと思われれます。

そこで、教育・医療・福祉の各分野が協働で、保護者に対して、困った時に適切に対処するための情報提供を行うことでその負担の軽減を図ります。

また、各分野が他分野への理解を深めることで、保護者からの相談に応じて、分野間を横断した適切な支援へとつなげることができるよう、関連分野間の連携のための取組を推進します。

主な施策・事業

障害児の保護者に対する情報提供	教育・医療・福祉等の分野が連携し、保護者に対して、何かあったときの相談窓口や相談方法、困った時の対処法等の情報を提供するための手法について、調査研究を行います。
-----------------	--



4. 学齢期（小学校入学～17歳）の支援



この年代の特徴

学齢期は、集団生活等を通じて知識や技術を身に付け、将来の社会的自立に向けて人格を形成していく、学びと成長の時期です。

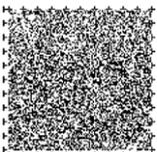
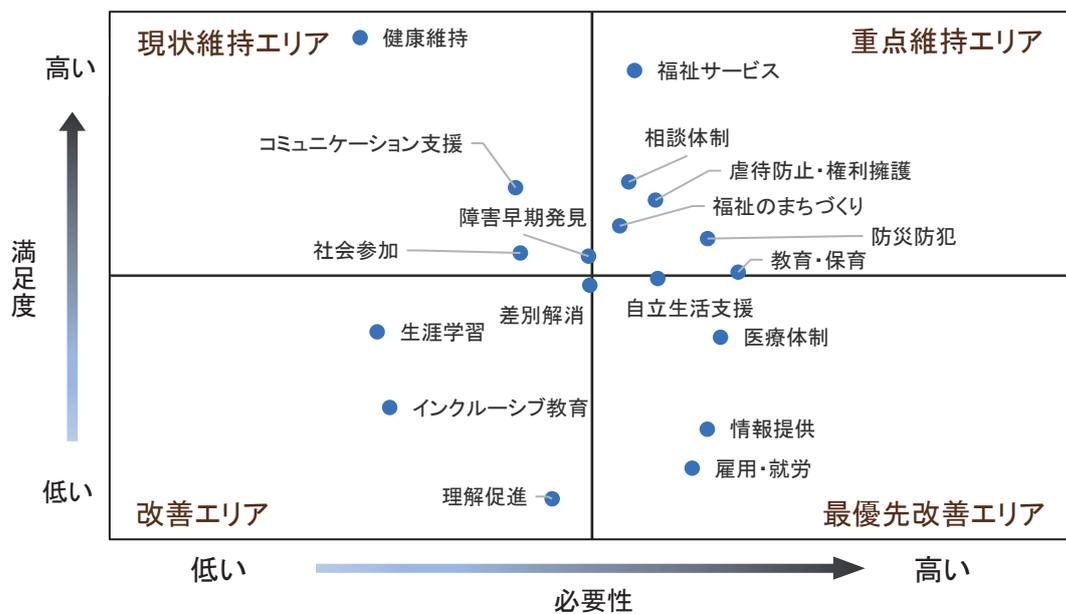
このため、障害児や保護者のニーズや状況に応じた適切な教育の実施や地域での活動の充実等、社会参加をするための取組が大切となります。

また、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に向けて、各関係機関の連携・接続に関するきめ細かな取組も重要です。さらに、学校卒業後は、進路の決定など、本人の希望を実現するための支援を行う必要があります。

求められている支援（アンケート結果から）

学齢期で優先度の高い施策は、「障害者の働く場所の確保」「わかりやすい情報の提供」のほか、「地域の医療体制の充実」となっています。他方、「障害者への理解を深める活動の推進」の満足度が低くなりました。

<学齢期>



重点的な取組・支援

本人が社会に出ていく準備をするために、教育や進路等の心配事に関する相談支援を行うとともに、乳幼児期から引き続き保護者も含めた総合的な支援を行います。

また、障害の程度や状態に応じた教育環境・医療環境を整備するとともに、卒業後の進路の選定についても支援していきます。

主な施策・事業

就労アセスメントへの対応	特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援B型の利用を希望する障害児に対し、特別支援学校や就労移行支援事業所が就労アセスメントを実施します。
就学相談・教育相談の実施	学習面や生活面等、子どもの状況をつぶさに見取るとともに、本人や保護者と教育相談をしたり、支援者間でケース会議を開催したり、必要に応じて就学相談や関係機関につなげるなど、適切な支援に努めます。
医療体制の整備	医療を必要とする障害者が在宅でも安心して暮らせるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携体制の充実と必要な情報の提供に努めます。

関連分野間の協働

学齢期では、日中の時間を学校で過ごし、放課後には放課後等デイサービス^{*1}事業所を利用される方が増えています。

こうした状況を踏まえ、障害児支援の関係機関が同じ方向を向いて支援を行うために、学校、放課後等デイサービス事業所、障害児支援をプランニングする指定障害児相談支援事業所と家庭の連携強化を図っていきます。

主な施策・事業

学校・放課後等デイサービス事業所・指定障害児相談支援事業所、家庭の連携強化	学校と放課後等デイサービス事業所との連携強化を図るため、先進自治体の取組等を参考に、情報共有・関係構築の手法について調査研究を行います。
---------------------------------------	--

*1 放課後等デイサービス……学校通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービス。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。



5. 青年期（18歳～39歳）の支援



この年代の特徴

青年期は、社会的・経済的な自立を目指し、広く社会と関わりながら自己実現に向けて人生を歩んでいく時期です。

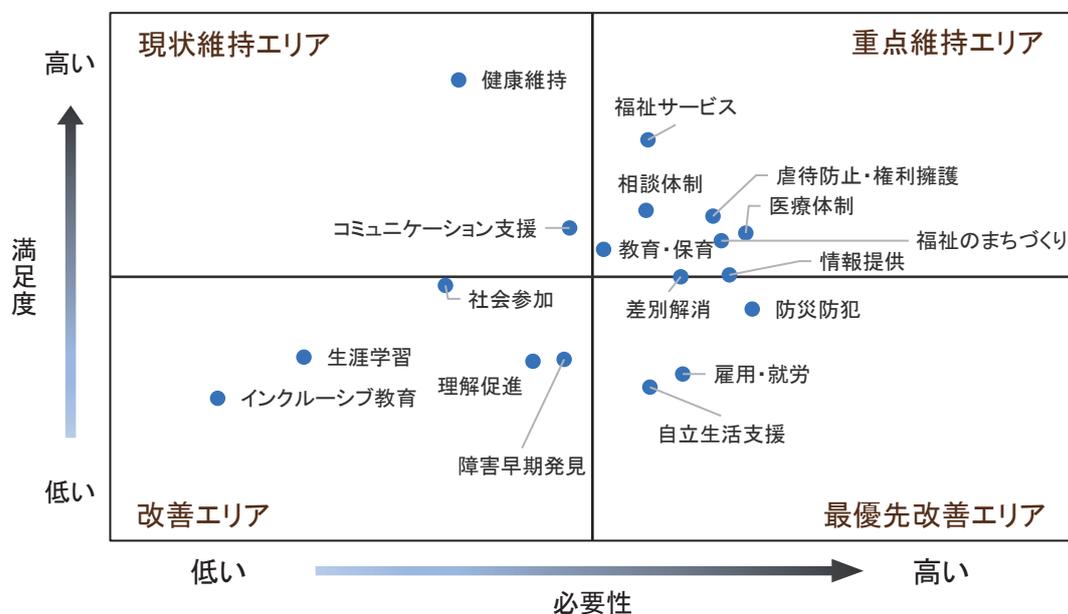
この時期には、不慮の事故や病気によって障害者となる人や社会に出てから障害に気づく人がいます。突然、障害と向き合うという状況になったとき、今までの生活とのギャップや障害の受容について悩む人も少なくありません。

このように、障害者が自立した地域生活を送るためには、家庭、就労等の様々な場面で、障害特性に応じた支援が重要になります。

求められている支援（アンケート結果から）

青年期で優先度の高い施策は、「障害者の自立生活を支えるサービスや施設の拠点づくりの推進」「障害者の働く場所の確保」のほか、「災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進」となっています。

<青年期>



重点的な取組・支援

障害者の就労を促進していくために、民間企業等に対する障害理解の浸透を図るとともに、本人に対する適切な就労支援を提供していきます。

また、一人暮らしが難しい障害者が、地域で自立して生活することができるよう、グループホームの整備に取り組み、居住の場の確保を進めます。

主な施策・事業

民間企業等に対する周知啓発	障害者雇用の促進を図るため、民間企業等に対し、障害者対応や障害者雇用において必要な対応等の周知啓発を行います。
就労支援事業	就労が困難な障害者の職業能力の向上、企業とのマッチングから就労後の定着支援まで一貫して行い、障害者の就労を総合的に支援します。
グループホームの整備	地域の中で自立した生活を希望する障害者の居住の場として、グループホームの整備を図ります。

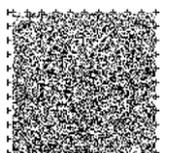
関連分野間の協働

現在、雇用・労働分野は主に国と埼玉県が所管し、障害者への支援は主に市が所管しており、就労分野においても個別に対応がなされている状況です。

障害者の雇用・就労を効果的に促進するために、これらの機関の連携強化を図っていきます。

主な施策・事業

雇用・労働分野と障害福祉分野の連携	ところざわ就労支援センターが中心となり、ハローワーク等の労働分野と障害福祉分野の連携強化を図ります。
-------------------	--



6. 壮年期（40歳～64歳）の支援



この年代の特徴

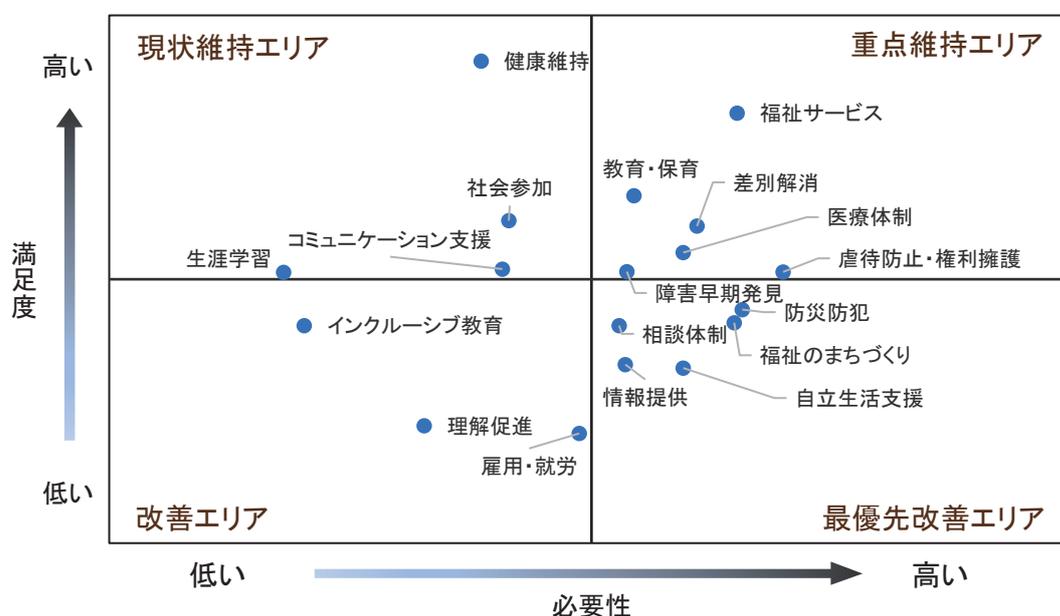
壮年期は、社会の中での立ち位置や人間関係が少しずつ変わっていく時期です。また、家族の高齢化により、これまでと同じような生活を継続することが困難な場合が生じてきます。

このため、現在の状況に対応していくことに加え、障害者本人やその家族が更に年齢を重ねても地域の中で自立した生活を送ることができるよう、将来を見据えた支援が必要になります。

求められている支援（アンケート結果から）

壮年期で優先度の高い施策は、「障害者の自立生活を支えるサービスや施設の拠点づくりの推進」「誰もが利用しやすいまちづくりの推進」「わかりやすい情報の提供」のほか、「災害対策や犯罪防止等の体制づくりの推進」「障害者への相談支援の充実」となっています。

<壮年期>



重点的な取組・支援

家族の高齢化による、家庭環境の変化に対応するため、家族支援を行うとともに、家族が亡くなった後も、本人が自立した生活を送れるよう、親亡き後の準備や居住支援に取り組みます。

さらに、障害者の親亡き後を見据え、地域のセーフティネットとしての役割を持つ障害者支援施設において、緊急的な受け入れに関する調整や受入体制の整備を進めます。また、社会福祉法人等による障害者支援施設の整備に関する調整について協力します。

主な施策・事業

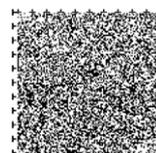
高齢の家族に対する支援	障害者が家族とともに安心して暮らせるように、障害福祉分野と介護保険分野等が連携し、必要に応じて高齢の家族に対しても支援を行います。
親亡き後の準備	家族が亡くなった後の生活の準備として、グループホームの体験利用や成年後見制度の利用等の支援を行うほか、支援者間の情報共有を図ります。
相談支援事業所による居住支援	賃貸住宅入居希望者に対し賃貸借契約や入居後の生活についての相談支援を行います。

関連分野間の協働

高齢期に移行し、公的な支援が障害福祉サービスから介護保険サービスに代わることにより本人に不都合が生じないよう、分野間における情報共有や必要に応じて共同で支援を行うことのできる体制の整備に取り組みます。

主な施策・事業

障害福祉と介護保険との分野間の連携	障害福祉サービスと介護保険サービスの受給資格を重複して有する障害者に対して、必要に応じて各分野の担当者が連携して対応します。また、所沢市自立支援協議会等を通じて分野間の情報共有に努めます。
-------------------	--



7. 高齢期（65歳以上）の支援



この年代の特徴

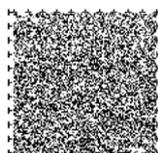
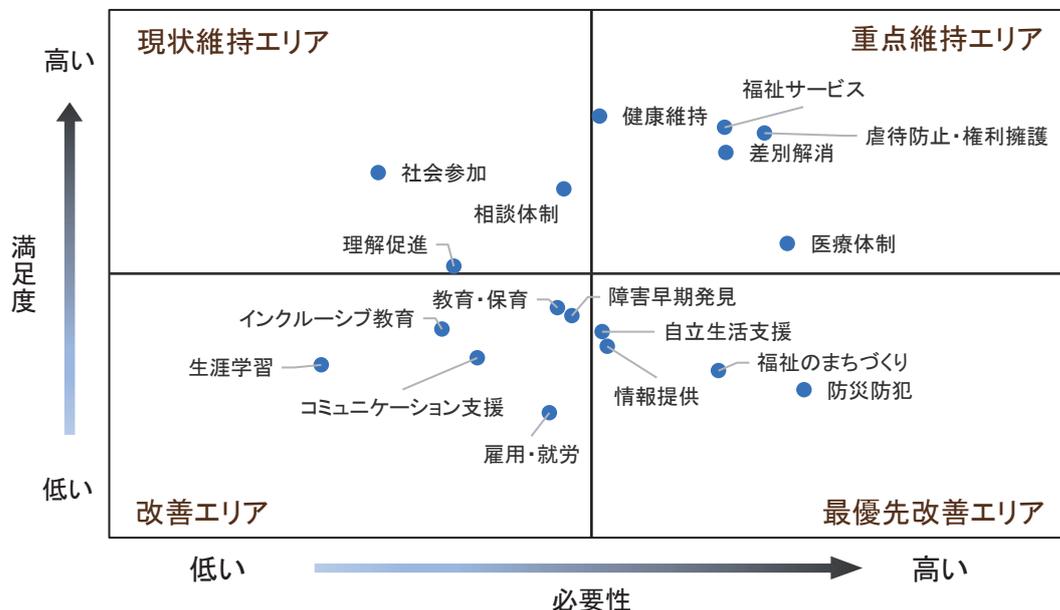
高齢期は、障害者本人の心や身体に変化が現れる時期です。また、家族が亡くなったり、公的な支援制度が障害福祉サービスから介護保険サービスに移行したりすることで、障害者本人を取り巻く環境が大きく変化します。

このため、環境の変化により生じる不安を取り除くため、関連分野間における連携により、総合的な支援を行うことが重要です。

求められている支援（アンケート結果から）

高齢期で優先度の高い施策は、「災害対策や犯罪防止などの体制づくりの推進」「誰もが利用しやすいまちづくりの推進」のほか、「わかりやすい情報の提供」「障害者の自立生活を支えるサービスや施設の拠点づくりの推進」となっています。

<高齢期>



重点的な取組・支援

障害者の高齢期における地域生活においては、環境変化による様々な問題が生じていくことが考えられるため、相談支援体制の整備を進め、多様なケースに対応できるよう努めます。

また、災害や犯罪による被害を最小限に留めるために、災害時の避難対応や防犯体制の充実など、地域を挙げて取り組みます。

主な施策・事業

総合的な相談窓口による対応	所沢市こどもと福祉の未来館の福祉の相談窓口において、生活困窮、成年後見等生活全般に関する多種多様な相談に応じます。
災害時における要配慮者支援体制の整備	災害時に障害者や高齢者等の要配慮者の安否確認が地域の中で迅速に行われるための体制整備を、自治会・町内会等地域の協力を得ながら進めます。
地域の防犯体制の充実	街頭キャンペーンや広報活動を通じて地域安全活動への啓発を行うとともに、自主防犯団体の活動を支援します。

関連分野間の協働

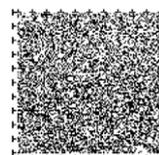
高齢期では、主に高齢者福祉の分野において支援することになりますが、支援者が変わったことで本人が不利益を受けることとならないよう、必要に応じて共同で支援を行うことのできる体制の整備に取り組みます。

主な施策・事業

高齢障害者への支援	高齢期を見据えた障害福祉サービスの提供や、高齢障害者が家庭内で虐待を受けた場合など、必要に応じて高齢者福祉分野と障害福祉分野が連携して対応します。
-----------	---

65歳以上の福祉サービスの利用関係

65歳以上の障害者については、介護保険サービスにより支援をしていくこととなります。しかし、65歳到達以前に障害福祉サービスを利用していた障害者については、介護保険サービスへの移行が本人の不都合とならないよう、障害福祉サービスを併用することができます。

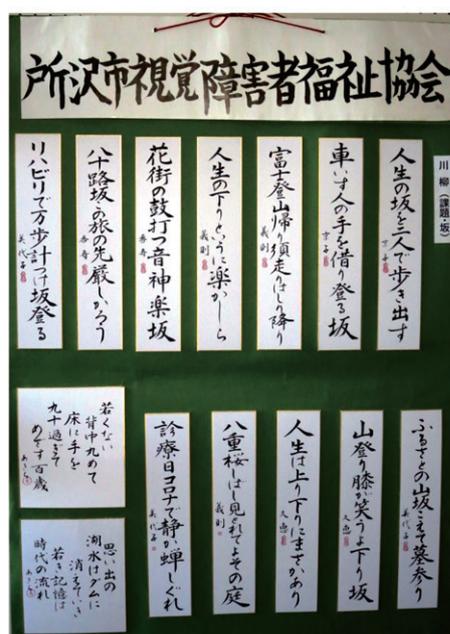


障害者作品展の受賞作品の紹介②

(障害者作品展の受賞作品①の続き)

このページでは、計 143 点の作品の中から選出されたところん賞受賞作品 10 作品のうち、4 作品を紹介します。(65 ページ「障害者作品展受賞作品の紹介①」で紹介していない作品です。) 障害者作品展の受賞作品の紹介①、②で掲載したところん賞受賞作品のほかに、受賞作品が 2 作品ありますが、これらの作品は本計画の表紙と裏表紙に使用しています。

ところん (創作)
井花 ゆりさん



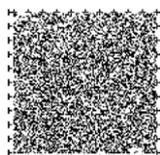
所沢市視覚障害者福祉協会文芸作品 (俳句)
所沢市視覚障害者福祉協会 会員さん



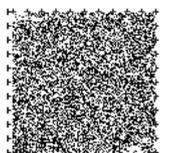
創作武具 (創作)
齋藤 溪さん



ポーランドの街並み (絵) 小田中 浩美さん



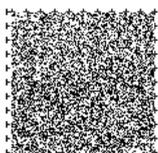
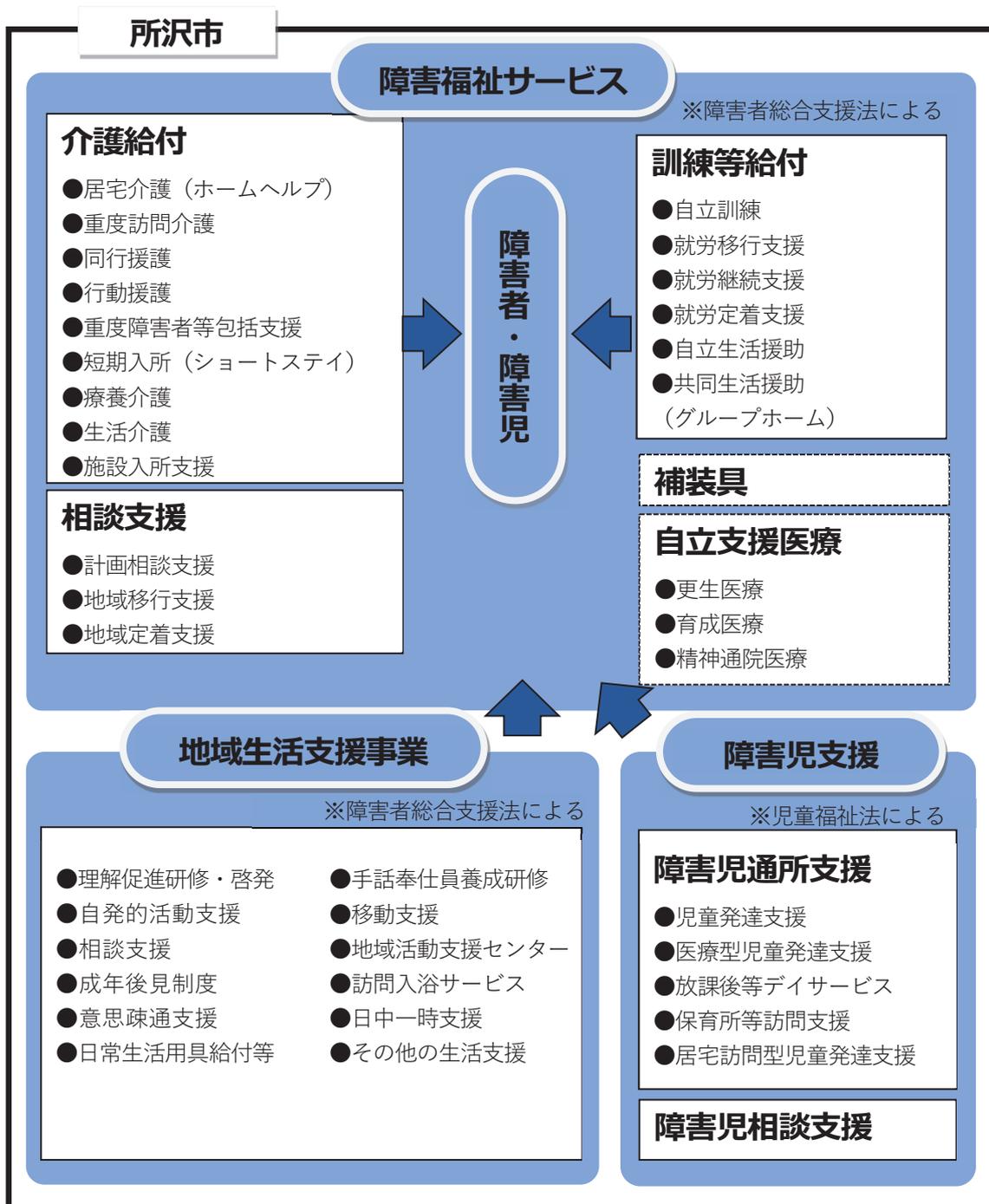
第 3 章 障害福祉サービス等の目標値・見込量



障害福祉サービス等の全体像

障害福祉計画と障害児福祉計画には、障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する目標値や障害福祉サービス等の見込量等を設定しています。

令和3年度から令和5年度までを期間とする障害福祉計画・障害児福祉計画で記載する法定事業（障害者総合支援法、児童福祉法）は以下のとおりです。



(3) 福祉施設（福祉的就労）から一般就労への移行等

就労移行支援事業等により、福祉施設（福祉的就労）から一般就労へ移行した障害者数やその割合等について目標値を設定します。

①一般就労移行者数

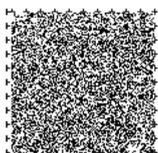
項目	目標値	目標値の考え方
令和5年度の一般就労移行者数 ー①	49人	令和元年度の一般就労移行者数（36人）の1.27倍以上
①のうち、就労移行支援事業利用者数	41人	令和元年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数（31人）の1.30倍以上
①のうち、就労継続支援A型事業利用者数	2人	令和元年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労移行者数（1人）の1.26倍以上
①のうち、就労継続支援B型事業利用者数	6人	令和元年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労移行者数（4人）の1.23倍以上

②就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値
令和5年度の一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数	一般就労移行者の7割以上

③就労定着支援事業の就労定着率

項目	目標値
令和5年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数	就労定着支援事業所の7割以上



(4) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域社会への参加・包容の推進や、地域において適切な支援が受けられるよう、障害児支援の提供体制の整備に関して目標値を設定します。

① 児童発達支援センターの設置数

項目	目標値
児童発達支援センターの確保	令和5年度末まで継続して確保

② 保育所等訪問支援*1の体制の構築

項目	目標値
保育所等訪問支援を利用できる体制の維持	令和5年度末まで体制の維持

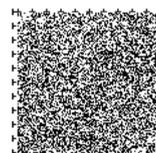
③ 重症心身障害児を支援する事業所の設置

項目	目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	令和5年度末までに1か所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	令和5年度末までに1か所以上

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	目標値
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の確保	令和5年度末まで継続して確保
医療的ケア児等に関するコーディネーターの確保	令和5年度末まで継続して確保

*1 保育所等訪問支援……保育所などの施設を専門の児童指導員や保育士が訪問することで、障害児が集団生活に適応できるための専門的な支援を行うサービス。



(5) 相談支援体制の充実・強化等

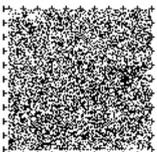
障害者が希望する地域生活を実現していくために、相談支援体制の充実・強化に関する取組について目標値を設定します。

項目	目標値	目標値の考え方
総合的・専門的な相談支援の実施	令和5年度末まで継続して実施	基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の令和5年度末までの継続実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	8件/年	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所による、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所への後方支援件数
相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件/年	自立支援協議会の相談支援部会において実施する、グループスーパービジョン等の人材育成のための研修の実施回数
相談機関との連携強化のための取組の実施回数	10回/年	自立支援協議会の相談支援部会の開催回数

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市職員の障害者総合支援法の理解を深め、障害福祉サービス等の利用状況の把握に努めること等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する目標値を設定します。

項目	目標値	目標値の考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	10人/年	埼玉県が実施する研修等への市町村職員の参加人数（延べ人数）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	令和5年度末まで体制の維持	埼玉県国民健康保険団体連合会から届く障害者サービス費請求審査結果に関する事業者間との確認業務を令和5年度末まで継続実施
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	12回/年	埼玉県国民健康保険団体連合会から届く障害者サービス費請求審査結果に関する事業者間との確認業務



2. 福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービス等

ここでは、平成30年度と令和元年度の実績を基に算出した各サービスの利用見込量について記載しています。なお、「～人分」とは実利用者数を、「～人日分」「～時間」とはそれぞれ延べ利用日数及び延べ利用時間数を示しています。

①訪問系サービス

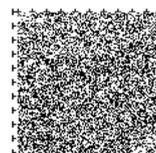
在宅で生活する障害者に対し、ヘルパーを派遣し身の回りの支援を行うサービスです。

実績

種類	(月間)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
居宅介護 重度訪問介護	12,889 時間	11,922 時間	9,940 時間
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	472 人	478 人	434 人

見込量

種類	(月間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	12,642 時間	12,799 時間	12,956 時間
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	484 人	490 人	496 人

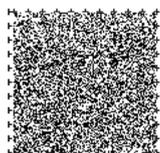


②日中活動系サービス

就労、訓練、芸術活動等、日中の時間における社会活動や余暇活動等を施設への通所などを通じて支援するサービスです。

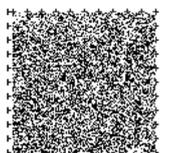
実績

種類	(月間)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計)
生活介護	10,184 人日分 551 人	10,015 人日分 547 人	10,328 人日分 565 人
自立訓練（機能訓練）	42 人日分 4 人	61 人日分 5 人	69 人日分 5 人
自立訓練（生活訓練）	255 人日分 17 人	313 人日分 23 人	277 人日分 22 人
就労移行支援	1,349 人日分 86 人	1,582 人日分 104 人	1,932 人日分 115 人
就労継続支援（A 型）	1,424 人日分 75 人	1,197 人日分 64 人	1,238 人日分 65 人
就労継続支援（B 型）	7,986 人日分 508 人	8,715 人日分 566 人	9,215 人日分 587 人
就労定着支援	6 人	19 人	26 人
療養介護	27 人	28 人	28 人
短期入所（福祉型）	320 人日分 50 人	270 人日分 48 人	143 人日分 12 人
短期入所（医療型）	93 人日分 17 人	88 人日分 18 人	68 人日分 13 人



見込量

種類	(月間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	10,525 人日分 572 人	10,654 人日分 579 人	10,782 人日分 586 人
自立訓練（機能訓練）	69 人日分 6 人	81 人日分 7 人	92 人日分 8 人
自立訓練（生活訓練）	361 人日分 25 人	404 人日分 28 人	447 人日分 31 人
就労移行支援	2,014 人日分 130 人	2,246 人日分 145 人	2,478 人日分 160 人
就労継続支援（A型）	1,278 人日分 68 人	1,278 人日分 68 人	1,278 人日分 68 人
就労継続支援（B型）	9,454 人日分 608 人	9,781 人日分 629 人	10,108 人日分 650 人
就労定着支援	36 人	46 人	56 人
療養介護	28 人	28 人	28 人
短期入所（福祉型）	302 人日分 50 人	302 人日分 50 人	302 人日分 50 人
短期入所（医療型）	92 人日分 18 人	92 人日分 18 人	92 人日分 18 人



③居住支援系・施設系サービス

障害特性に応じた居住の場や適切な支援の提供、自立した日常生活を営むために必要な支援を提供するサービスです。

実績

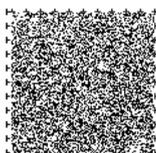
種類	(月間)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計)
自立生活援助	0 人	0 人	0 人
共同生活援助 (グループホーム)	153 人	177 人	194 人
施設入所支援	180 人	179 人	183 人

見込量

種類	(月間)		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	—※	—※	—※
共同生活援助	225 人	260 人	301 人
施設入所支援	187 人	191 人	195 人

※自立生活援助に関しては、令和元年度実績が 0 人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。

※施設入所支援については、障害者支援施設の利用状況から、障害者が入所支援（障害福祉サービス）を希望しても、速やかに利用できる状況ではありません。このため、社会福祉法人の障害者支援施設の整備計画に対して調整等の協力を行います。



④相談支援

障害福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画の作成や障害者が地域生活を送る上で必要な連絡調整、助言等の支援を行うサービスです。

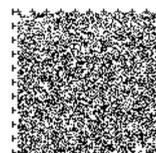
実績

種類	(月間)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計)
計画相談支援	262 人 (3,144 人/年)	324 人 (3,888 人/年)	415 人 (4,980 人/年)
地域移行支援	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	3 人	2 人	0 人

見込量

種類	(月間)		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	475 人 (5,700 人/年)	535 人 (6,420 人/年)	595 人 (7,140 人/年)
地域移行支援	—※	—※	—※
地域定着支援	2 人	1 人	1 人

※地域移行支援に関しては、令和元年度実績が 0 人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。

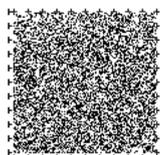


⑤障害児通所支援等

心身に障害または発達の遅れがある児童を対象とした障害児通所支援や障害児相談支援等を行う児童福祉法のサービスです。

実績

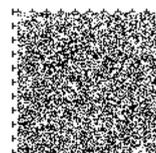
種類	平成 30 年度	令和元年度	(月間)
			令和 2 年度 (推計)
児童発達支援	3,164 人日分 322 人	2,943 人日分 346 人	2,384 人日分 325 人
医療型児童発達支援	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
放課後等デイサービス	6,725 人日分 563 人	6,510 人日分 614 人	6,212 人日分 658 人
保育所等訪問支援	5 人日分 4 人	9 人日分 7 人	8 人日分 15 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
障害児相談支援	45 人	47 人	49 人



見込量

種類	(月間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	3,465 人日分 391 人	3,566 人日分 427 人	3,667 人日分 465 人
医療型児童発達支援	—※ —※	—※ —※	—※ —※
放課後等デイサービス	6,795 人日分 647 人	6,819 人日分 695 人	6,843 人日分 746 人
保育所等訪問支援	39 人日分 15 人	79 人日分 22 人	160 人日分 33 人
居宅訪問型児童発達支援	—※ —※	—※ —※	—※ —※
障害児相談支援	51 人	53 人	55 人
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	3 人	4 人	4 人

※医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援に関しては、令和元年度実績が0人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。



⑥発達障害者等に対する支援

発達の遅れがある障害者等の保護者を対象に、情報や相談の機会の提供等を行う取組です。

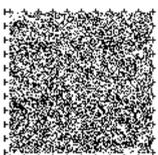
実績

種類	(年間)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計)
ペアレントトレーニング*1 や ペアレントプログラム*2 等の 支援プログラム等の受講者数	11 人	11 人	5 人
ペアレントメンター*3 養成講 座の受講者数	11 人	0 人	0 人
ピアサポートの活動*4 への参 加人数	2 人	2 人	2 人

見込量

種類	(年間)		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレントトレーニングやペア レントプログラム等の支援プロ グラム等の受講者数	11 人	11 人	11 人
ペアレントメンター養成講座の 受講者数	—※	—※	—※
ピアサポートの活動への参加人数	2 人	3 人	4 人

※発達障害支援における家族支援として、ペアレントトレーニングを実施しているため、ペアレントメンターの人数については見込量を算出していません。



*1 ペアレントトレーニング……保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの1つ。

*2 ペアレントプログラム……子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

⑦精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関する取組です。

実績

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計)
協議の場の開催回数	0回/年	0回/年	1回/年
協議の場への関係者の参加人数	0人	0人	12人
協議の場における目標設定及び評価	無し	無し	無し
精神障害者の地域移行支援	0人/月	0人/月	0人/月
精神障害者の地域定着支援	3人/月	2人/月	0人/月
精神障害者の共同生活援助	47人/月	65人/月	75人/月
精神障害者の自立生活援助	0人/月	0人/月	0人/月

見込量

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	2回/年	2回/年	2回/年
協議の場への関係者の参加人数	15人	15人	15人
協議の場における目標設定及び評価	—※1	—※1	—※1
精神障害者の地域移行支援	—※2	—※2	—※2
精神障害者の地域定着支援	2人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の共同生活援助	80人/月	95人/月	113人/月
精神障害者の自立生活援助	—※2	—※2	—※2

※1 協議の場の目標設定及び評価に関しては実施方法について検討を進めます。

※2 精神障害者の地域移行支援及び自立生活援助に関しては、令和元年度実績が0人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。

*3 **ペアレントメンター**……発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

*4 **ピアサポート**……同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言う。

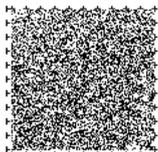


(2) 地域生活支援事業

障害福祉サービスだけでは支援が不十分な分野に関し、地域特性等を考慮し市町村が柔軟にサービスを提供する事業です。

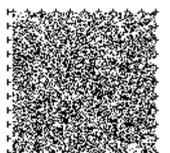
実績

事業名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計)
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援 事業	障害者相談支援事業（実施箇所数）	5 か所	5 か所	4 か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		15 件/年	23 件/年	20 件/年
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣事業	862 件/年	928 件/年	706 件/年
	要約筆記者派遣事業	57 件/年	69 件/年	6 件/年
	手話通訳者設置事業（登録者数）	25 人	29 人	29 人
日常生活 用具給付 等事業	介護・訓練支援用具	15 件/年	18 件/年	14 件/年
	自立生活支援用具	45 件/年	35 件/年	46 件/年
	在宅療養等支援用具	33 件/年	36 件/年	23 件/年
	情報・意思疎通支援用具	80 件/年	83 件/年	52 件/年
	排泄管理支援用具	6,043 件/年	6,268 件/年	6,828 件/年
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	6 件/年	4 件/年	4 件/年
手話奉仕員等研修事業（登録見込み者数）		4 人	2 人	1 人
手話奉仕員等研修事業（講座開催回数）		124 回/年	124 回/年	73 回/年
要約筆記者養成研修事業（講座開催回数）		43 回/年	43 回/年	0 回/年
点訳奉仕員・音訳奉仕員養成研修事業（受講者数）		25 人	22 人	0 人
移動支援事業（利用者数）		195 人	180 人	160 人
移動支援事業（延べ利用時間数）		20,379 時間/年	19,168 時間/年	13,988 時間/年
地域活動支援センター（実施箇所数）		8 か所	7 か所	7 か所
地域活動支援センター（延べ利用者数）		3,551 人	3,417 人	3,264 人
訪問入浴サービス事業（派遣回数）		573 回/年	651 回/年	656 回/年
点字・声の広報等発行事業（利用者数）		58 人	57 人	54 人
日中一時支援事業（利用者数）		118 人/年	130 人/年	103 人/年



見込量

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業（実施箇所数）	4か所	4か所	4か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		39件/年	47件/年	55件/年
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	1,083件/年	1,129件/年	1,177件/年
	要約筆記者派遣事業	12件/年	13件/年	14件/年
	手話通訳者設置事業（登録者数）	31人	32人	33人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	26件/年	31件/年	37件/年
	自立生活支援用具	21件/年	16件/年	13件/年
	在宅療養等支援用具	43件/年	47件/年	51件/年
	情報・意思疎通支援用具	89件/年	93件/年	96件/年
	排泄管理支援用具	6,743件/年	6,995件/年	7,255件/年
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	5件/年	5件/年	5件/年
手話奉仕員等研修事業（登録見込み者数）		2人	2人	2人
手話奉仕員等研修事業（講座開催回数）		124回/年	124回/年	124回/年
要約筆記者養成研修事業（講座開催回数）		43回/年	43回/年	43回/年
点訳奉仕員・音訳奉仕員養成研修事業（受講者数）		25人	25人	25人
移動支援事業（利用者数）		190人	195人	197人
移動支援事業（延べ利用時間数）		19,500時間/年	20,013時間/年	20,531時間/年
地域活動支援センター（実施箇所数）		7か所	7か所	7か所
地域活動支援センター（利用者数）		3,164人	3,045人	2,930人
訪問入浴サービス事業（派遣回数）		660回/年	670回/年	680回/年
点字・声の広報等発行事業（利用者数）		57人	57人	57人
日中一時支援事業（利用者数）		136人/年	141人/年	146人/年



(3) 障害児の子ども・子育て支援等

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、障害児の受入体制の整備を図るものです。

実績

(年間)

施設名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計)
幼稚園	102 人	96 人	102 人
保育所	299 人	278 人	293 人
認定こども園	11 人	16 人	26 人
地域型保育事業所 ※ 1	1 人	0 人	0 人
認可外 (地方単独事業) ※ 2	—	—	—
放課後児童健全育成事業	95 人	107 人	86 人

※ 1 小規模保育事業等の小規模な保育を行う施設

※ 2 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設
平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度は該当する施設なし

見込量

(年間)

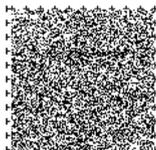
施設名	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	量の見込み ※ 4	提供体制 ※ 5	量の見込み ※ 4	提供体制 ※ 5	量の見込み ※ 4	提供体制 ※ 5
幼稚園	96 人	96 人	100 人	100 人	102 人	102 人
保育所	294 人	294 人	300 人	300 人	305 人	305 人
認定こども園	18 人	18 人	18 人	18 人	18 人	18 人
地域型保育事業所	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
認可外 (地方単独事業) ※ 3	—	—	—	—	—	—
放課後児童健全育成事業	112 人	112 人	117 人	117 人	113 人	113 人

※ 3 該当する施設予定なし

※ 4 【幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所】混合保育児童数及び集団生活で配慮を要する児童数の見込み

【放課後児童健全育成事業】子ども・子育て支援法第 59 条に定める当該事業の実人数

※ 5 施設が受け入れ可能な人数



3. 見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの安定的な提供のため、サービス提供事業所の運営状況等の把握に努めるとともに、広く情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

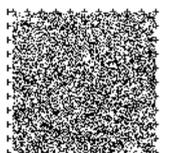
日中活動系サービスの充実を図るために、医療的ケアを必要とする障害者を受け入れる施設等に補助金を交付し、重度障害者の日中活動の場の確保を進めます。

(3) 居住系サービス

医療的ケアを必要とする重度障害者を受け入れた施設に補助金を交付し、重度障害者の地域生活の場の創出に努めます。

地域における居住の場であるグループホームの設置を促進します。グループホームにおける支援を充実化していくため、自立支援協議会等において、グループホームや相談支援事業所の職員による情報共有や意見交換の場を設けます。

施設入所支援に関しては、地域におけるセーフティネットとしての役割などもあることから、障害当事者の家族等からの切実な要望であることも踏まえ、必要なサービスの提供を行います。



(4) 相談支援

基幹相談支援センターや委託相談支援事業所による、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の後方支援を行い、相談支援の充実化と事業所の地域定着を図ります。

社会福祉法人等に対する、適切な情報提供や勧誘により、相談支援事業所の新規開拓を進めます。

(5) 障害児サービス

障害児のニーズに応じて、保育所、学校、相談支援事業所等との連携を図りながら、発達支援、家族支援、地域支援など総合的な支援を行います。

(6) 地域生活支援事業

障害者差別解消法や障害者虐待防止法の周知啓発等に関する取組を行います。

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所を中心とした相談支援事業の充実化を図ります。

成年後見制度の周知及び利用促進を図り、障害者の権利擁護を推進します。

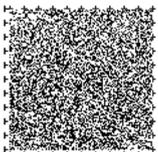
手話通訳・要約筆記者の派遣や、各種講習会の実施、障害に関する理解促進等を通じて、コミュニケーション支援の充実化を図ります。

重度障害者等の日常生活を支援するために、適切な日常生活用具の給付を行います。

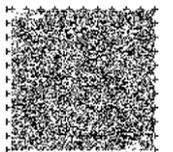
障害者の社会参加を促進するため、障害の状況に合わせた移動支援の提供に努めます。

障害者の創作的活動、生産活動機会の確保のため、継続して地域活動支援センターを運営します。

その他の事業に関しても、障害者の生活実態やニーズを把握しながらサービス提供に努めます。



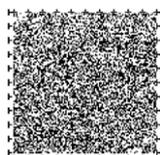
資料編



1 計画の策定経過

1. 検討経過

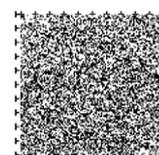
開催日	会議の名称等	内 容
令和2年		
2月19日	障害者団体に対するヒアリング	・計画の構成に関する意見募集
5月	社会福祉法人に対する書面ヒアリング	・各法人の運営状況 ・所沢市の地域課題等
5月 (書面決議)	第1回 所沢市障害者支援計画策定検討委員会	・策定方針検討 ・策定スケジュール確認
5月 (書面決議)	第1回 所沢市障害者施策推進協議会	・策定方針検討 ・策定スケジュール確認
8月25日	第2回 所沢市障害者支援計画策定検討委員会	・計画骨子案検討 ・計画に関連する事業等の検討
9月 (書面決議)	第2回 所沢市障害者施策推進協議会	・計画骨子案検討 ・計画に関連する事業等の検討
10月21日	第3回 所沢市障害者支援計画策定検討委員会	・計画素案検討
11月11日	第3回 所沢市障害者施策推進協議会	・計画素案検討
11月26日	第4回 所沢市障害者支援計画策定検討委員会	・計画素案検討
12月9日	第2回 所沢市自立支援協議会定例会	・計画素案検討
12月21日	第4回 所沢市障害者施策推進協議会	・計画素案検討
令和3年		
1月15日 ～2月4日	パブリックコメントの募集	
2月26日	第5回 所沢市障害者施策推進協議会	・パブリックコメントの報告 ・計画案検討



2. 所沢市障害者施策推進協議会

(敬称略)

職名	所属	氏名
会長	東京通信大学	田中 英樹
副会長	国立障害者リハビリテーションセンター	三好 尉史
委員	所沢市障がい者団体協議会	玉津島 滝子
	所沢市障がい者団体協議会	仲 重夫
	所沢市障がい者団体協議会	木村 栄
	所沢市障がい者団体協議会	粕谷 廣子
	所沢市障がい者団体協議会	久保田 さおり
	所沢・発達障害児者を支援する会 よつばくらぶ	中島 亜希子
	所沢市手をつなぐ親の会	本橋 幸太郎
	社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会	鈴木 喜代子
	社会福祉法人 皆成会	宮本 英行
	社会福祉法人 藤の実会	渡邊 紀代子
	社会福祉法人 所沢しいのき会	熊谷 大
	所沢市医師会	齊藤 秀行
	早稲田大学人間科学学術院	巖淵 守
	埼玉県立所沢特別支援学校	谷田 悦男
	所沢公共職業安定所	高野 淳
	所沢市自立支援協議会	小内 正秋
	一般公募	吉田 修
一般公募	井上 祐子	

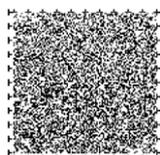


3. 所沢市自立支援協議会

(敬称略)

職名	所属	氏名
会長	社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会	鈴木 喜代子
副会長	埼玉県立所沢特別支援学校	谷田 悦男
委員	社会福祉法人 藤の実会 ところざわ学園	綾部 美由紀
	医療生協 さいたま生活協同組合 老人保健施設 さんとめ	野崎 裕子
	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 就労移行支援課 就労相談室	若林 耕司
	社会福祉法人 ゆうき福祉会	豊田 淳一
	株式会社 LITALICO LITALICO ワークス所沢	水分 菜美子
	特定非営利活動法人 えがおのたね 放課後等デイサービス Lino	櫻場 敬子
	特定非営利活動法人 颯埜扉 相談支援センターしのひ	青木 咲奈枝
	特定非営利活動法人 エヌピーオーいずみ 相談支援事業所いずみ	大門 竜司
	株式会社アリスの夢 訪問看護ステーション アリスの夢	栗原 理枝子
	所沢公共職業安定所 専門援助部門	萩原 美紀
	所沢児童相談所 心理相談担当	三枝 将史
	健康づくり支援課	川邊 美佐子
	高齢者支援課	宮武 奈津
	教育委員会 学校教育課 (富岡小学校)	高島 学人
	所沢市民生委員・児童委員連合会	小林 ヒデ子
	社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 ところざわ就労支援センター	駒井 美奈子
	所沢市手をつなぐ親の会	鈴木 恭子
所沢市障がい者団体協議会	並木 理	

(次ページに続く)



(敬称略)

職名	所属	氏名
委員	社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 所沢市基幹相談支援センター	小内 正秋
	社会福祉法人 藤の実会 さぽっと	松本 弘
	社会福祉法人 安心会 障害者生活支援センター 所沢しあわせの里	沼倉 二美子
	社会福祉法人 皆成会 相談支援事業所 こみゅーと	山口 崇
	社会福祉法人 所沢しいのき会 地域生活支援センター 所沢どんぐり	鈴木 浩司

4. 第5次所沢市障害者支援計画策定検討委員会

(敬称略)

職名	所属	氏名
委員長	福祉部次長	並木 和人
委員	危機管理課長	日高 義行
	福祉総務課長	淵江 弘行
	障害福祉課長	森田 悟
	高齢者支援課長	田中 浩文
	介護保険担当参事	岸 克実
	地域福祉センター長	大出 久美
	こども政策課長	瀧澤 恵
	こども福祉課長	岩雲 美香
	保健医療課長	小澤 一良
	健康管理課長	小川 和彦
	健康づくり支援課長	野上 進
	学校教育部次長兼学校教育課長	関根 祐一



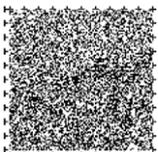
1. 制定趣旨

障害者差別解消法の基本理念を継承し、障害のある人に対する誤解や偏見など社会参加を妨げる様々な障壁を取り除き、障害の有無に関わらず、共に支え合い、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指し、「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成30年7月1日に施行しました。

条例の制定に当たっては、障害当事者や市民・事業者20名で構成する「（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会」を組織し、条例素案の検討を行うとともに、本市の障害福祉行政に係る附属機関「所沢市障害者施策推進協議会」において協議するなど、障害当事者や地域の障害福祉サービス事業者、関係機関等の意見を反映できるよう取り組みました。

2. 検討経過

開催日	会議の名称等	内容
平成28年		
10月6日	第1回所沢市障害者施策推進協議会	スケジュールと制定体制の確認
11月14日	第1回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会	スケジュールと制定体制の確認 障害を理由とする差別事例の共有
平成29年		
1月23日	第2回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会	条例に求めるものについて検討
2月8日	第2回所沢市障害者施策推進協議会	条例に求めるものについて検討
2月15日	第3回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会	条例素案検討
3月29日	第3回所沢市障害者施策推進協議会	条例素案検討
5月11日	第4回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会	条例素案検討 前文検討
5月30日	第1回所沢市障害者施策推進協議会	条例素案検討 前文検討
7月26日	第5回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会	条例素案検討 条例名称検討
8月2日	第2回所沢市障害者施策推進協議会	条例素案検討 条例名称検討
8月28日	第3回所沢市障害者施策推進協議会	条例素案検討 条例名称検討
10月10日 ～10月30日	パブリックコメントの募集	
11月30日	第4回所沢市障害者施策推進協議会	パブリックコメントの結果報告 条例案検討



所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 社会的障壁の除去（第4条－第7条）

第3章 障害のある人の自立及び社会参加のための支援（第8条－第12条）

第4章 障害を理由とする困難又は必要な配慮に関する相談等（第13条－第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

日本国憲法の基本的人権の規定を遵守し、誰もがその人個人として尊重されるとともに、自分の夢や目的の実現を自由に目指すことのできる社会を実現することは、わたしたちの共通した願いです。

しかし、障害のある人にとって利用しにくい建物や設備、交通手段、障害のある人に対する誤解や偏見、あるいは手話等の意思疎通に対する無関心といった様々な社会的障壁により、障害のある人の自立や社会参加が十分に果たされず、障害のある人の権利が侵害されている状況が今なお存在しています。

このため、市民、事業者及び市は、障害の有無にかかわらず、誰もが自らの意思によって、持てる力を存分に発揮し、活躍できる社会を創るために、互いに手を取り合い、歩み寄り、助け合いながら社会的障壁を取り除いていかなければなりません。

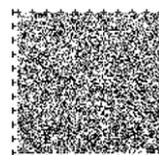
わたしたちのまち所沢は、国内外の法整備の流れと連動して、所沢市障害者支援計画、所沢市交通バリアフリー基本構想及び所沢市ユニバーサルデザイン推進基本方針を策定し、障害のある人の自立と社会参加を促すための施策を計画的に実施してきました。

また、障害者リハビリテーションの中核機関である国立障害者リハビリテーションセンターがあり、障害のある人と様々な場面で接する機会が多くあるという背景から、障害のある人への理解が深く、埼玉県内で初めてとなる障害者就労支援センターの設置、要約筆記者の養成から派遣までの一貫した事業の実施、市の単独実施としては全国初となる在宅の重度精神障害者に対する精神障害者アウトリーチ支援事業の実施といった先進的な取組も行ってきました。

わたしたちは、今後そのような取組を発展させ、障害の有無にかかわらず、誰もが生まれながらに持っている権利の主体として、共に支え合い、認め合い、人と人との絆(きずな)を感じながら、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)



第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も共に助け合い、あらゆる社会的障壁を取り除くことで、障害の有無又は意思疎通の形態、手段及び様式にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、社会に参加し、共に支え合って暮らしていける共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 意思疎通 言語（手話その他の形態の非音声言語を含む。）、文字の表示、点字、触覚を使う方法、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な方法（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。
- (4) 合理的配慮 障害のある人が社会的障壁の除去を必要としていると認識できる場合において、その実施に伴う負担が過重でない範囲で行う社会的障壁の除去をいう。
- (5) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できる状態をいう。
- (6) 市民 障害の有無にかかわらず、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (8) 支援者 障害のある人の保護者、養護者その他障害のある人を支援するものをいう。

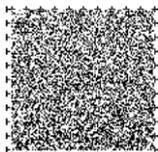
（基本理念）

第3条 この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 障害のある人が権利の主体であるという認識の下、その権利を尊重すること。
- (2) 障害に対する理解を深めること。
- (3) 障害のある人が、地域において自立して生活できること。
- (4) 手話その他の形態の非音声言語が言語であること。
- (5) 障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な対応を行うこと。
- (6) 社会的障壁の除去に当たり、可能な限り、障害のある人の意見を取り入れること。

第2章 社会的障壁の除去

（不利益な取扱いの禁止）



第4条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを正当な理由なく行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、次に掲げる施策を推進しなければならない。

- (1) 障害のある人が自立した生活を送るために必要な支援
- (2) 障害の理解を促進するための周知及び啓発
- (3) 障害のある人同士又は障害のある人とない人が交流するための機会の提供
- (4) 市の職員及び所沢市立小・中学校の県費負担教職員に対する障害の理解を促進するための研修等の実施
- (5) その他必要な取組

2 市は、障害のある人に合理的配慮をしなければならない。

3 市は、市民及び事業者がこの条例に規定する取組を行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の責務)

第6条 市民及び事業者は、共生社会の実現に必要な施策に対し、市と協力して取り組むよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、障害のある人に合理的配慮をするように努めるものとする。

3 市民及び事業者は、自ら障害に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(障害のある人等の役割)

第7条 障害のある人及び支援者は、社会的障壁の除去の適切な実施のため、障害を理由とする困難又は必要な配慮の内容について、配慮しようとするものと共有するよう努めるものとする。

第3章 障害のある人の自立及び社会参加のための支援

(意思疎通)

第8条 何人も、意思の疎通を図ることが困難なことにより障害のある人が不利益を被ることがないように留意するものとする。

2 市は、障害のある人が自ら選択する意思疎通の形態、手段及び様式を自由に利用できるよう、その普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、意思疎通に係る相談への対応及び支援を行うものとする。

3 市及び事業者は、障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報を受け取る場合は、合理的配慮をするものとする。

(教育)

第9条 市は、障害のある人が適切な教育を受けられるよう、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 合理的配慮をするための適切な教育環境の整備
- (2) 障害のある人及びその保護者に対する合理的配慮



(3) 障害のある人とない人との交流の機会の創出その他必要な取組

2 市民及び事業者は、前項各号の施策に協力するよう努めるものとする。

(就労支援)

第10条 市は、障害のある人の就労を促進するため、関係機関と連携し、次に掲げる施策を講じなければならない。

(1) 就労に関する相談その他の支援の実施

(2) 事業者に対する、障害のある人が働きやすい環境の整備の必要性に関する周知及び啓発

2 事業者は、障害のある人の就労を促進するため、障害のある人が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第11条 市は、不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設を市が設計し、及び整備する場合は、障害の特性を理解し、障害の特性に応じた必要な配慮をするものとする。

2 市は、不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設の管理に当たっては、障害の特性を理解し、障害の特性に応じた必要な配慮をするよう努めるものとする。

3 不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害のある人がこれらの施設等を利用する場合は、合理的配慮をするよう努めるものとする。

(居住場所の確保)

第12条 市は、障害のある人が可能な限り自分の選択した地域で生活できるよう、障害のある人が居住する場所を確保し、居住を継続するために必要な取組を行うよう努めるものとする。

第4章 障害を理由とする困難又は必要な配慮に関する相談等

(相談)

第13条 何人も、第2章及び前章の規定に関連する事項について、相談機関（市及び市が委託する相談業務を実施する事業所をいう。以下同じ。）に相談することができる。

2 相談機関は、前項の規定により相談を受けた場合は、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

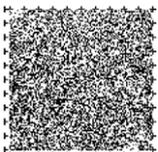
(1) 前項に規定する相談の関係者間の調整

(2) あっせんの申立ての支援

(3) その他必要な助言及び関係機関への取次ぎ

(あっせんの申立て)

第14条 障害のある人（市民に限る。以下この条において同じ。）又はその支援者は、前条第2項第1号の対応が行われた後も、なお問題が解決されない場合は、市長に対し、市又は事業者を相手方として、その解決のために必要なあっせんの申立てをすることができ



る。ただし、障害のある人本人の意思に反することが明らかであると認められるときは、その支援者は、申立てをすることができない。

- 2 前項の申立ては、次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。
 - (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分であるとき。
 - (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の5に規定する紛争であるとき。
 - (3) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その最後の行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。
 - (4) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
 - (5) その他あっせんの必要がないと認めるとき。
- 3 市長は、前項第1号又は第2号に該当することにより障害のある人又はその支援者が申立てをすることができない場合は、適切な機関を紹介するものとする。

（あっせんの実施）

第15条 市長は、あっせんの必要があると認める場合は、第18条に定める所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会（以下この条、第18条第2項及び第19条第1項において「委員会」という。）に対し、あっせん案の作成を求めるものとする。

2 委員会は、前項のあっせん案を作成するに当たり、可能な限り当事者双方の意見を聴取しなければならない。この場合において、委員会は、必要があると認める場合は、当事者その他の審議に必要な者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、委員会が作成したあっせん案を基に、あっせんを行うものとする。

（勧告及び公表）

第16条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんを行った場合において、あっせんを受けた者が正当な理由なくそのあっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

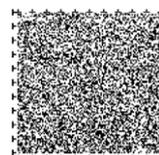
2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（意見陳述の機会の付与）

第17条 市長は、前条第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会の設置等）

第18条 この条例の規定に関するあっせん案の作成その他あっせんに関する事項の調整を目的として、所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会を置く。



2 前項に定める事項のほか、委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第18条に規定する事務を行う協議会と必要な情報交換を行うものとする。

(組織)

第19条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害のある人及び支援者
- (2) 福祉、法律その他の障害のある人の権利の擁護について優れた識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 障害者施策推進協議会委員の項の次に次のように加える。

社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会委員	日額	7,900円
-------------------------	----	--------



所沢市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、所沢市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第36条第4項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

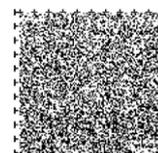
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年6月30日までとする。



3 障害児に関する数値一覧

1. 手帳所持者等の状況（18歳未満）

■身体障害児数（等級別） ※本編9ページ関係

単位：人

等級別	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
1級	76	73	77	72	68
2級	24	20	18	18	18
3級	25	24	23	18	19
4級	17	20	18	21	19
5級	13	12	11	14	12
6級	9	10	9	12	13
身体障害者計	164	159	156	155	149

■知的障害児数（等級別） ※本編12ページ関係

単位：人

等級別	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
①	91	97	96	96	99
A	90	98	103	101	107
B	147	145	142	152	159
C	313	304	315	327	334
知的障害者計	641	644	656	676	699

■精神障害児数（等級別） ※本編14ページ関係

単位：人

等級別	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
1級	9	11	13	11	12
2級	27	23	33	36	49
3級	9	13	17	15	13
精神障害者計	45	47	63	62	74

■埼玉県立の特別支援学校 児童生徒数 ※本編17ページ関係

単位：人

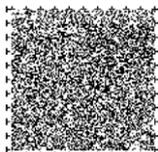
	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日	令和元年 5月1日	令和2年 5月1日
特別支援学校計	300	309	320	301	312

※所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、日高特別支援学校、和光特別支援学校、
入間わかかさ高等特別支援学校の小学生、中学生、高校生の合計（所沢市民のみ）

■所沢市立の小・中学校の特別支援学級 児童生徒数

単位：人

	平成28年 5月1日	平成29年 5月1日	平成30年 5月1日	令和元年 5月1日	令和2年 5月1日
小学校計	225	242	260	276	291
中学校計	81	76	94	117	140



2. 障害福祉サービス等（18歳未満）

■訪問系サービス ※本編 85 ページ関係

<実績> (月間)

種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(推計)
居宅介護	510 時間	401 時間	243 時間
同行援護			
行動援護	41 人	42 人	42 人

<見込量> (月間)

種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	410 時間	420 時間	430 時間
同行援護			
行動援護	37 人	38 人	39 人

■日中活動系サービス ※本編 86 ページ、87 ページ関係

<実績> (月間)

種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(推計)
短期入所	42 人日分	42 人日分	27 人日分
(福祉型・医療型)	8 人	8 人	6 人

<見込量> (月間)

種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所 (福祉型)	41 人日分 6 人	42 人日分 6 人	43 人日分 7 人
短期入所 (医療型)	3 人日分 3 人	4 人日分 4 人	5 人日分 5 人

■相談支援 ※本編 89 ページ関係

<実績> (月間)

種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(推計)
計画相談支援	1 人	1 人	1 人

<見込量> (月間)

種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	3 人	4 人	5 人



3. 地域生活支援事業

<実績> ※本編 94 ページ関係

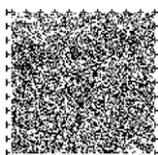
事業名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (推計)
日常生活 用具給付 等事業	介護・訓練支援用具	4 件/年	5 件/年	2 件/年
	自立生活支援用具	3 件/年	7 件/年	6 件/年
	在宅療養等支援用具	10 件/年	11 件/年	2 件/年
	情報・意思疎通支援用具	0 件/年	1 件/年	0 件/年
	排泄管理支援用具	587 件/年	487 件/年	552 件/年
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 件/年	0 件/年	0 件/年
移動支援事業（利用者数）		37 人	26 人	11 人
移動支援事業（延べ利用時間数）		1,942 時間/年	1,461 時間/年	648 時間/年
日中一時支援事業（利用者数）		78 人/年	76 人/年	49 人/年

<見込量> ※本編 95 ページ関係

事業名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日常生活 用具給付 等事業	介護・訓練支援用具	5 件/年	5 件/年	5 件/年
	自立生活支援用具	7 件/年	7 件/年	7 件/年
	在宅療養等支援用具	10 件/年	10 件/年	10 件/年
	情報・意思疎通支援用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
	排泄管理支援用具	552 件/年	552 件/年	552 件/年
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 件/年	1 件/年	1 件/年
移動支援事業（利用者数）		26 人	26 人	26 人
移動支援事業（延べ利用時間数）		1,461 時間/年	1,461 時間/年	1,461 時間/年
日中一時支援事業（利用者数）		76 人/年	76 人/年	76 人/年

その他、障害児福祉計画に係る事業

- ・ 障害児支援の提供体制の整備等（本編 83 ページ参照）
- ・ 障害児通所支援等（本編 90 ページ参照）
- ・ 障害児の子ども・子育て支援等（本編 96 ページ参照）



本冊子の表紙と裏表紙は、
障害者作品展にて「トコロん賞」に選出された作品です。

【表表紙】若松小学校ひまわり学級さんの作品「ひまわり」

【裏表紙】小池勇太さんの作品「みなとみらいの夜景」



所沢市イメージマスコット

トコロん

第5次所沢市障害者支援計画

(第6期障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画)

令和3年3月

発行：所沢市福祉部障害福祉課

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9116

FAX 04-2998-1147

E-Mail a9116@city.tokorozawa.lg.jp

URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

